

実体資本維持説の資本概念

森田哲彌

目次

一 問題と本稿の構成

二 実体資本維持説の資本概念

(一) 物的資本概念の基本形態

(二) 貨幣資産と物的資本概念

(三) 他人資本と物的資本概念

三 物財の変化と物的資本概念

—— 給付の実体資本維持説の資本概念 ——

(一) 設備資産の変化と物的資本概念

(二) 給付（製品）の変化と物的資本概念

(三) 給付能力の比較可能性とその限界

(四) 取替価値会計論における資本概念

実体資本維持説の資本概念

四 実体資本維持説の資本概念の特異性

(一) エンドレスによる物的資本概念の明確化

(二) 実体資本維持説の資本概念の特異性

五、むすびにかえて

一 問題と本稿の構成

ゲルトマッハー (Geldmacher) やシュミット (H. Schmidt) によって実体資本維持説が提唱されてから、すでに半世紀が経過しようとしている。この学説の発生の因となり、したがってまた、この学説が損益計算的に克服しようとした価格変動——特に価格上昇——は、それが激微の差こそあれその後の自由主義経済諸国の恒常的現象となっているため、この学説の考え方が、多くの国で少なからざる支持者を得ていることは、周知の通りである。

それにも拘らず、この考え方は、企業会計の実践上、あまり顧みられていない。あとで触れるが、オランダのフィリップス社では、取替価値会計 (Replacement Value Accounting) の名のもとに実体資本維持説の計算が全面的に採用されているとのことであるが、これはいわば例外的であり、各国においてもせいぜい後入先出法の如く、損益計算の極く一部分の領域にとり入れられているにすぎないのが現状である。これは、どのような理由によるのであろうか。この説の計算に伴なう不確実性、法的な制約など、技術的・制度的障礙がそこにあることは否定できないが、より根本的な原因は、この説自体の損益計算論としての理論的成立可能性に疑問があるためではないだろうか。そうで

あるとすれば、実体資本維持説自体の理論的整備がまず行なわれなければならない。

名目資本維持説、購買力資本維持説と並んで、実体資本維持説も一つの損益計算体系として周く知られており、その考え方、諸概念も、抽象的には明らかにされているようである。しかしながら、これを具体的に検討してみると、不明確な点、問題となる点は極めて多い。

そこで、本稿では、実体資本維持説が一つの損益計算体系として計算技術的に成立しうるのか、そしてまた、そこには他の資本維持説の損益計算体系と比べてどのような特異性があるのか、を専らその資本概念に焦点を合わせながら検討してみたいと思う。なお、ここでは、問題の複雑化を避けるために、対象を絶対的実体資本維持説に限定し、相対的ないし発展的実体資本維持説にはふれないことにする。

本論に入るに先立ち、本稿の構成の概略を示すと次の通りである。

まず、問題になる要素を一切除いた簡単な設例により、実体資本維持説の資本概念である物的資本概念の特徴を明らかにし、それに基づく損益計算を具体的な形で示した。

次に、物的資本概念の形成においてまず問題になる二つの点、すなわち、貨幣資産は物的資本概念のもとでどのように取扱われるのか、また、物的資本概念は自己資本に関する概念か他人資本を含む総資本概念か、の二点を検討し、これらの要素を含めた場合の実体資本維持説の資本概念を具体的に明らかにした。

ここまでは、同一物財が常に再調達されることを前提にして資本概念を考察したが、次に、再調達される物財に変

化が生ずる場合にも、物的資本概念が成立しうるかを検討し、その限界を認めた。

最後に、実体資本維持説の資本概念を他の資本維持説の資本概念と比較し、会計上の資本概念としては特異な性質を帯びるものであること、したがってまた、この点に関連してそれが会計上の資本概念として妥当なものであるかどうかの問題が生ずることを明らかにした。

実体資本維持説に関する問題が、これで網羅されているとは言えないが、計算技術的な面に関する重要なポイントは、これで殆どふれてゐる筈である。すべての問題に対する明確な結論が得られたわけではないが、少なくとも問題の所在ていどは示し得たのではないかと思う。

二 実体資本維持説の資本概念

(一) 物的資本概念の基本形態

実体資本維持説は、期首と同一の大きさの給付能力 (Leistungsfähigkeit) の維持を期間利益の判定基準とする損益計算論である。ここにいう給付能力とは、一期間中に生産し販売しうる製品ないし用役の数量的大きさを意味する。ある企業のかかる給付能力の維持は、生産設備の進歩や生産される製品・用役の変化が生じないことを前提とすれば、期首と同一数量の同一設備資産（土地・建物・機械など）と、同一数量の同一棚卸資産（材料・仕掛品・製品など）が期末に存在していれば、あるいは、物として存在していなくともそれを調達しうる能力が現金等の形で存在していれば、達成されていると考えることができる。したがって、ここでは、期首の資産に投下されていた貨幣資本額では

なく、期首に存在していた具体的財そのものの数量が期間利益判定の基準、すなわち会計上の、より正確に言えば期間損益計算上の資本となる。ワルプが、命名した物的資本維持ないし数量的に規定された資本維持 (materielle od. mengenmäßig bestimmte Kapitalerhaltung) という名称は、⁽¹⁾この場合には文字通り当て嵌まるように思われる。

このような資本概念は、実体資本維持説の資本概念として最も基本的な形であるので、その特徴を十分明らかにするために、次頁に示した簡単な設例により具体的に示しておく。

名目資本維持説においては、会計上の資本は、期首にこの企業に投下されている貨幣額として把握される。その額は九五〇であり、それは、貸借対照表のそれぞれの資産を、それぞれの評価額に相当する貨幣と見做すことによって決定される。すなわち、ここではa材料一〇個、X機械一台ということそれ自体は資本の大きさを決定する上に問題とならず、貨幣一五〇に相当する材料、貨幣四〇〇に相当する機械という観点から資本の大きさが決定されるのである。したがって、同様な観点から決定された期末資本が期首資本を超える額として、純利益が計算される。純利益は、期首と期末の貨幣量(物的資産は貨幣に換算)の差であり、貨幣増加分である(B/S②参照)。

これに対して、実体資本維持説では、会計上の資本は、期首に存在する物的資産の数量として把握される。a材料一〇個、A製品一〇個、X機械一台、これが期首資本の大きさである。この場合、機械はすでに一年(一年決算とする)使用されているので、耐用期間はあと四年である。そこで、定額法償却を前提とすれば、期首の時点でのX機械一台と現金一〇〇の両者を合せて、新品のX機械一台に相当すると考えることができる。⁽²⁾本例では、期首資本を構成する機械一台を、このように新品の機械として考えている。⁽³⁾

設 例

B/S ① (期首)

a 材料	10コ@15	150	減価償却引当金	100
A 製品 ¹⁾	10コ@30	300	資本金	950 ³⁾
X 機械 ²⁾	1台(1年経過)	500 ⁴⁾		
現金		100		
		<u>1,050</u>		<u>1,050</u>

- 1) 製品単位当り原価：材料費 15, 労務費 10, 減価償却費 5, 計 30. その他の経費は無視する。
 2) 機械：耐用年数 5 年, 残存価額 0, 定額法, 期間製品生産能力 20 コ。
 3) 前期までの純利益は, 全額社外流出されたものと仮定する。
 4) 機械の期首における取替時価は取得原価と同じ 500 とする。

期中取引

材料購入高：@21×20=420 (現金支払)
 労務費支払：@15×20=300 (")
 売上高：@50×20=1,000 (現金収入)
 製品生産量：20コ

期末現在の固定資産の購入時価 600

期末現在の材料単価 21, 労務費単価 15

名目資本維持説

当期製品製造原価：

材料費 (FIFO)：	@15×10+@21×10=360	} 計 760
労務費：	@15×20=300	
減価償却費：	500× $\frac{1}{5}$ =100	
製品 1 単位原価：	760× $\frac{1}{20}$ =38	

売上原価 (FIFO)：

製品期首在高：	@30×10=300	} 計 1,060
当期製造高：	@38×20=760	
期末在高：	@38×10=380	
売上原価：	<u>20</u> <u>680</u>	

P/L ①

売上原価	680	売上高	1,000
当期純利益	320		
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

B/S ②

(期末)

材料	10ㇿ@21	210	減価償却引当金	200
製品	10ㇿ@38	380	資本金	950
機械	1台(2年経過)	500	当期純利益	320
現金 ¹⁾		380		
		<u>1,470</u>		<u>1,470</u>

1) $100(\text{期首在高}) + 1,000(\text{売上高}) - [420(\text{材料購入高}) + 300(\text{労務費支払高})] = 380$

実体資本維持説

イ) 資産評価基準を取得原価(上記名目資本維持説と同じ)とした場合

B/S ③

(期末)

a材料	10ㇿ@21	210	減価償却引当金	200
A製品	10ㇿ@38	380	資本金	950
X機械	1台(2年経過)	500	資本修正額	180
現金		240	当期純利益	140
現金		140		
		<u>1,470</u>		<u>1,470</u>

ロ) 資産評価基準を期首価額とした場合

B/S ④

(期末)

a材料	10ㇿ@15	150	減価償却引当金	240
A製品	10ㇿ@30	300	資本金	950
X機械	1台(2年経過)	500	当期純利益	140
現金		240		
現金		140		
		<u>1,330</u>		<u>1,330</u>

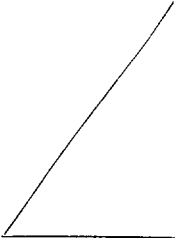
ハ) 資本を数量的にのみ表現して、金額を附さない場合

B/S ⑤ (期末)

a材料 10コ A製品 10コ X機械 1台(2年経過) 現金 240		←	資本	
現金	140		当期純利益	140

ニ) 資産評価基準を期末調達時価とした場合

B/S ⑥ (期末)

a材料 10コ@21	210	減価償却引当金	
A製品 10コ@38	380	$100 \times \frac{600}{500} = 120$	
X機械 1台(2年経過)	600	+	120 240
現金	380	資本金	
		(材) $150 \times \frac{21}{15} = 210$	
		(製) $300 \times \frac{38}{30} = 380$	
		(機) $500 \times \frac{600}{500} = 600$	1,170
		当期純利益	140
1,570			1,570

このような資本概念の下では、期首と同じ財(またはそれに相当するもの)が期末に存在するかを確認することがまず必要であり、そして、それを超えて存在するものが期間利益となる。設例では、材料と製品に関しては期首と同一のものが同一数量存在する。これに対して、機械は更に一年間使用したものである。しかもこの時点の購入時価は六〇〇に上昇している。したがって、二年経過したX機械一台のほかに、現金または現金等価物二四〇 $\left(=600 \times \frac{2}{5}\right)$ があつて、初めて期首に想定したと同様に新品のX機械一台が存在するとみなすことができる。かくして、設例における期間利益は一四〇

と計算される（前掲B/S③、B/S⑥を参照）。

この設例において明らかな通り、実体資本維持説における会計上の資本——維持すべき資本、期間利益判定の基準となる資本——は、物量によって表現される大きさであり、したがって、貸借対照表の貸方に示される資本の金額は、それ自体としては意味がない。⁽⁴⁾資産の評価額についても同様である。ただし、貸借対照表で金額表示をする場合には、両者の金額の差額として純利益が計算されるのであるから、期首資本に相当する借方資産の評価額の合計は、貸方資本項目（純利益を除く——以下同じ）の金額と一致しなければならない。したがって、貸方資本項目の金額は、それに相当する借方資産項目がいかなる基準で評価されているかにより変るのであり、常にその評価額と一致する金額が附されねばならない。反対に、貸方資本項目の金額をまず決定すれば、借方資産項目の評価基準は、それに規制されることになる。⁽⁵⁾いずれにせよ、貸方資本項目の金額はそれ自体としては意味がないのであり、借方資産項目の評価基準で計算された物量を意味するにすぎないのである。

なお、注意すべきは、物的資本概念をとるということは、期間利益についても物的概念が適用されるということでは決していない。実体資本維持説における物的資本概念は、利益判定基準としての資本概念であり、期首資本に適用される資本概念である。したがって、『期末物的資本マイナス期首物的資本イーコール物的期間利益』というような概念構成は考えられていない。ここでの期間利益は、期末に存在する資産のうち、期首物的資本を超える資産の貨幣相当額として、いい換えれば、その額を貨幣で分配しても期首物的資本が残るような額として考えられているのである。⁽⁶⁾期間利益概念は貨幣概念であり、したがって設例では一四〇という金額そのものが意味をもつのである。

P/L ②

売上原価	840	売上高	1,000
過年度償却不足額	20		
純利益	140		
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

売上高 1,000

費用を再調達価格で計算

製品原価

材料費:	@21 × 20 =	420
労務費:	@15 × 20 =	300
減価償却費:	$600 \times \frac{1}{5} =$	120
		<u>840</u>

単位当り原価: $840 \times \frac{1}{20} = 42$

売上原価

製品販売数量 20コ, 単価 42, 計 840

償却不足額

固定資産時価:	600
経過年数:	2 年
要償却累計額:	$600 \times \frac{2}{5} = 240$
償却累計額:	100 + 120 = 220
償却不足額:	20

以上は、貸借対照表による計算の形で、実体資本維持説の期間利益の計算を考察してきた。実体資本維持説の利益の計算は、最終的にはかかる形によらざるを得ない（損益法手続だけでは重要な項目が把握されず、財産法手続によらざるを得ないということ）が、これを費用・収益の計算という観点からみた場合、どのような計算基準が適用されねばならないか、を次に示しておこう。

実体資本維持説では、物的資本すなわち具体的な個々の財の維持が利益判定の基準になるのであるから、費用は、消滅した財が再調達されたときの調達

価格——實際再調達価格——で評価することが原則となる。⁽⁷⁾このような基準を適用すれば、収益のうち財を再調達して余った部分が利益として計算され、実体資本維持説の利益概念に一致する。再調達が期末までになされていない場合は、その時点で實際再調達価格を見積り、これを以て費用を評価する。したがって、減価償却費は、期末で見積った實際再調達価格を基準にして計算することになる。

重要なことは、このような財の消費に基づく費用の計算だけでは、実体資本維持説の利益計算の重要な要素が含まれないという点である。それは、固定資産費用の計算に関して生ずる。先の例で明らかなく、当期の償却費を期末再調達価格（六〇〇）に基づいて計算し（二二〇）、これを費用に計上しただけでは、固定資産についての費用計上を通じて留保（拘束）される現金の累計額は二二〇であり、不十分である。そこで不足額（二〇）を計算し費用に追加計上することが必要である。このような償却計算を、ドイツでは *nachholende Abschreibung* と呼んでいる。⁽⁸⁾

以上の基準による費用収益計算を、先の設例に関して示すと前頁の計算のようになる。

- (1) Ernst Walb, Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Berlin-Wien, 一九二六年、三三四頁参照。
- (2) 耐用年数が経過してX機械が除却される時に、X機械（新品）が購入できるだけの現金があれば、その現金は新品X機械一台を表わすものとみなしうる。このような考え方によれば、一年経過時には一年経過したX機械のほかにX機械の新品の購入時価（設例では期首現在五〇〇）の五分の一に相当する現金または現金等価物が存在することにより、新品のX機械が存在するものとみなしうる。

- (3) 期首資本を構成する機械一台を新品一台とみることは、一〇〇個の製品を生産する能力（毎年二〇個、耐用年数五年）

を有する機械一台を期首資本に含めることである。これに対して、一年経過した状態の機械をそのまま期首資本構成要素とみることも可能である。これは、八〇個の製品を生産する能力（毎年二〇個、耐用年数四年）を有する機械一台を期首資本に含めることである。ここでは前者の考え方をとり期首資産に現金一〇〇を含めた。

(4) E. Walb, 前掲書、三三四頁参照。

(5) 設例のB/S③では、資産は、名目資本維持説のB/S②と同じ評価基準で評価されている。したがって、貸方資本項目（資本金と資本修正額）の金額一、一三〇は、資産の評価額に基づいて決定されている。

B/S④は、貸方資本項目の金額を期首と同じ九五〇に固定した結果、そこから借方資産項目の評価基準が導き出されている。すなわち、期首と同じ資産評価額が適用されている。この場合、減価償却引当金は、B/S③と異なり、二四〇でなければならぬ。こうすることにより、期末の留保必要現金二四〇と機械評価額二六〇（取得原価五〇〇マイナス引当金二四〇）の合計が、期首の留保必要現金一〇〇と機械評価額四〇〇（五〇〇マイナス一〇〇）に一致するからである。

なおB/S③においても、減価償却引当金を二四〇としてもよい。その場合には、資本修正額はそれだけ減少する。

B/S⑥は、一方ではすべての借方資産項目を期末調達時価で評価すると共に、他方貸方資本項目については、期首金額（九五〇）を、それを構成する個々の資産項目金額毎に個々の資産単価の価格変動率を乗じて修正して金額（一、一九〇）を決定している。この場合には、両者の金額は別々に決定されるが、期首資本を構成していた資産量の評価額と、貸方資本項目の金額との一致関係は成立する。なおこのような方法をとれば、資産項目・資本項目の金額それ自身が意味をもつ数値となる。

この方法によれば、借方資産項目のうち、期首資本構成部分とそれを超える部分とに分ける手数がはぶけるが、借方資産項目のすべてを期末購入時価で評価するので、期首資本構成部分を超える物的資産（利益を構成する部分）が存在すればそ

れも同様な基準で評価され、その結果、評価益が計上される場合が生ずる。

(6) この点は、しばしば誤解されている。例えば、リーブルは、実体資本維持説の「利益は、従来の給付能力の維持に必要な生産手段の量(Produktionsmittelquanten)を超えて存在する物財の量(Gütermenge)である」(J. Liebl, Kapitalhaltung und Bilanzrechnung, Wolfenbüttel, 一九五四年、二七頁)という。それでは、実体資本維持説では、例えば、利益はA製品五個である、とでも言うのであろうか。ゲルトマッハーは正しく利益を貨幣として考えている(森田、期間利益の分配可能性と尺度性、一橋大学研究年報・商学研究4、昭和三十六年、二四〇—二四一頁参照)。

(7) シュミットをはじめ、費用発生時(財の消滅時)の再調達価格を主張する説も少なくないが、これでは実体資本維持は不可能である(森田、前掲論文、二五六頁以下参照)。

(8) この不足額の把握は損益法計算手続たる減価償却手続ではなし得ず、財産法の手続によらねばならない(森田、損益計算の方法と利益概念、会計、昭和三十六年六月号参照)。

(二) 貨幣資産と物的資本概念

前節では、実体資本維持説の資本概念の基本形をまず明らかにするために、問題を含む事柄を一切考察の対象から除いてある。しかし、生産設備の変化や生産される製品・用役の変化がない場合を前提とするとしても、少なくとも次の二点を考察の対象に含めなければ物的資本概念の基本形を明らかにしたことになる。すなわち、

(イ) 物的資本概念において、貨幣資産はどのように取扱われるのか。前掲の設例でも貨幣資産(現金)は含まれていないが、それは、機械の消耗部分に見合うと仮定された現金額であり、現存する機械とその現金とを合せて一台の新品

の機械とみなされていた。そしてこの部分については、物的資本概念の形成に特別な支障はなかった。しかし、そのほかの目的で存在する貨幣資産はどう取扱われるのであろうか。これが第一の問題である。

(d) 前掲の設例では、自己資本のみによって賄われている企業について実体資本概念を論じたのであるが、負債すなわち他人資本が含まれている場合はどうなるのであろうか。実体資本維持説における物的資本概念は、他人資本にも適用されるのであろうか。これが第二の問題である。本節では第一の問題をとりあげる。

実体資本維持説において、貨幣資産はいくつかの面倒な問題を含んでいる。しかしここでは、その資本概念の基本形を明らかにするに必要な限度でこの問題にふれることとし、前掲の設例に、運転資金としての現金が加えられた場合について考えてみよう。

次に示す期首貸借対照表 B/S ⑦は、B/S ①に運転資金としての現金一二五を加えたものである。この額は、材料五個の購入と、労務費五単位の支払に必要な額であるが、これだけの現金を保有することが、この企業が生産活動を円滑に営むうえに必要であると仮定する。このような前提にたつとき、実体資本維持説における利益判定基準としての物的資本は、どのように規定されるのであろうか。

実体資本維持説ないし実体資本概念において、貨幣資産をどのように扱うかに就いてはこの説の創始者ともいうべきゲルトマッハーが、一つの明確な見解を示している。それは大よそ次の通りである。⁽¹⁾

一定の給付能力の前提として物的資本を考える場合には、一定量の貨幣資産すなわち同額の貨幣資産が常に同じ大

B/S ⑦

(期首)

現金	125	減価償却引当金	100
a 材料 10コ @15	150	資本金	1,075
A 製品 10コ @30	300		
X 機械 1台(1年経過)	500		
現金	100		
	1,175		1,175

B/S ③ と同じ資産評価基準による期末貸借対照表

B/S ⑧

(期末)

現金	180 ¹⁾	減価償却引当金	200
a 材料 10コ @21	210	資本金	1,075
A 製品 10コ @3S	380	資本修正額	235
X 機械 1台(2年経過)	500	当期純利益	85
現金	240		
現金	85 ²⁾		
	1,595		1,595

1) $180 = 125 \times \frac{21 \times 5 + 15 \times 5}{15 \times 5 + 10 \times 5}$

2) 現金残高の計算

期首在高(125+100)+売上高(1,000)-[材料購入高(420)+労務費支払高(300)]=505

非拘束現金=505-(運転資金(180)+機械取替用(240))=85

P/L ③

売上原価	840	売上高	1,000
過年度償却不足額	20		
貨幣資産効用減少額	55 ¹⁾		
当期純利益	85		
	1,000		1,000

1) $55 = 180 - 125$

きさの資本を意味するとはいえない。同額の貨幣資産は常に同量の給付能力を保証するとは限らないからである。企業がその貨幣資産をもって調達する財貨・用役の価格が上昇すれば、他の条件が変わらない限り、同量の給付能力を保証するためにはより多くの貨幣資産を必要とするであろうし、逆の場合は、より少ない貨幣資産で足りる。そこで、貨幣資産に関しては、期首に存在していた貨幣額（企業の給付能力に關与していた部分のみであり、配当等のため流出を予定されていた部分は含まない）が、その時点における経営の給付能力に対して果していた役立ち（効用 *Utility*）の大きさを考え、期末現在でその大きさを代表する貨幣額を以て、利益判定の基準としての資本に含まれる貨幣資産の額としなければならない。かかる役立ちの大きさは、一般的には貨幣資産のもつ購買力で測定することができるが、それは、貨幣の一般購買力ではなく、当該企業に固有の購買力でなければならない。したがって、貨幣資産が、当該企業においてどのような財貨・用役の購入にあてられるか、そして、その財貨・用役の価格がどのように変動したかによって、当該企業に固有の貨幣の購買力の變動を確定し、それを通じて、期首の貨幣資産額に相当する期末貨幣資産額を決定しなければならない。このような企業に固有の購買力の變動を表わす指数を、ゲルトマッハーは、経営経済的指数（*Betriebswirtschaftlicher Index*）と名づけている。

このような考え方に基づいて、前掲 B/S ⑦および一〇二頁の設例による期中取引によって期末貸借対照表を作成すると、B/S ⑧のようになる。ここでは、期首に存在した運転資金である現金が、材料五個と労働用役五単位の購買力を有するものと仮定されているので、期末に同一の購買力を有する貨幣額は幾許であるかを算定し、一八〇を得ている。なお、機械消耗分に見合う現金については運転資金とは区別して取扱っている。また、B/S ⑧に対応する損益計算書を

示すと、 P/L ③の如くなる。

右に示したような貨幣資産に関する考え方によれば、貨幣資産は貨幣そのものとしてではなく、購買力として、しかもその企業に固有の購買力として把握されている。それは、貨幣資産をもつて、それが支配できる一定量の具体的な財貨・用役を代表するものとみるのである。設例においては、運転資金たる現金は、それが支配しうる材料五個と労働用役五単位を表わすのであり、それが期首においては一二五の現金であり、期末においては一八〇の現金なのである。このような見方は、明らかに貨幣資産に関する物的解釈であり、かかる解釈をすることによって、貨幣資産は他の物的資産と同質な資産として物的資本概念の中に無理なく含められるのである。そして、ここに、資産全体を包括する資本概念として、会計上の物的資本概念の成立を一応、認めることができるのである。

実体資本維持説における貨幣資産の取扱については、この問題だけをとりあげて考察の対象にする場合には、基本的にはゲルトマッハーと同様な考え方を主張する者が多い。しかし、貨幣資産を負債（他人資本）との関連で問題にするときは——多くの者はそのような形で取扱っている——右の考え方が貫かれていない。⁽²⁾そこで、次に、本節の第二の問題である「他人資本と物的資本概念」の検討に含めて、更に負債との関連で貨幣資産の問題をも考えていくことにする。

なお、ゲルトマッハーは、自己資本のみによる企業を前提として論じ、他人資本が含まれる場合の問題には一切ふれていない。⁽³⁾

(1) Erwin Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, Berlin, 一九二三年、六五頁。

(2) 若干の例を示すと次の通りである。

エッカートは、貨幣資産の取扱について、「実体維持では物財計算が問題なのであるから、そこでは、貨幣の額はその『実体財産調達能力』について評価されねばならない」(一四頁)と述べ、更に「経営の持続的維持のためには、実体財産の更新と同様に、貨幣項目の等量給付的維持が重要である。貨幣資産の給付能力が減少すれば、その実体財産調達能力は小さくなり、そしてそれによってより少ない数量の取替財のための支払ができるにすぎない。そのようになると、直接に給付生産過程に加っている財の取替について、財務的前提がもはや存在しなくなってしまう、実体の一部が失われてしまったことになる」(四三頁注)という。ここでは、原則的には、ゲルトマッハーと同様な考え方がうかがわれる。しかし、彼は更に続けて次のようにいう。「それ故、企業の貨幣資産と負債とは常に同額にしておくべきである(シュミットの価値均衡の原則)。そのようにできないときは、両者の差額を指数で換算しなければならない」(一一頁)と(Horst Eckardt, Die Substanzhaltung industrieller Betriebe, Köln und Opladen, 一九六三年)。ただし、他のところでは、これとは異なる見解も示している。この点については後にふれる。なお、ここにいう等量給付的維持(Leistungäquivalente Erhaltung)は実体資本維持の一形態である。

リースルもほぼ同様なことを述べている。すなわち、「貨幣資産は経営給付を生みだすために物的資本(Sachkapital)と同じように必要であり、したがってその等価的維持(gleichwertige Erhaltung)が配慮されなければならない。この目的のためには、貨幣資産は、成果に対するその作用に関して中和化されねばならない。例えば、価格上昇があつて、その経営の原価財の指数が一二五に上った場合には、流動資金はそれに応じた増額を——成果から——うける。そうすることにより、他の事情が等しい限り、支払取引の摩擦ない経過が再び保証されるように思われる。債権についても同様である。」(四

六頁)と述べた後、「これに対して負債は、それが名目額で固定されているので、成果に対する作用が現われる。それは、価格上昇時には利益として、また価格下落時には損失として現われる」(四六頁)。「貨幣資産項目は貨幣価値の変動に応じて、より少ない、またはより多くの物財量を代表する。他人資本は、貨幣価値下落時にはより少ない財を、また逆の場合にはより多くの財を拘束する。このような作用は、たとえ時価の使用(費用計算における——森田注)がうまく行なわれたとしても、実体の維持を危うくする。この作用を排除するには、貨幣資産と負債を、その金額および満期日について同じにしておかねばならないだろう」(三一頁)と、いう(J. Liebi, 前掲書)。

(c) Geldmacher, 前掲書、六五頁。

(三) 他人資本と物的資本概念

これまでの考察においては、物的資本概念は資産全体を包括するものとして、したがって総資本に関する概念として考えてきた。だが、ここでは、同時に企業の資本がすべて自己資本によって賄われている場合を前提としてきた。

そこで、次に、他人資本が含まれている場合に、実体資本維持説ではどのような資本概念をとるのか、物的資本概念は、他人資本を含む総資本に適用される資本概念であるのか、あるいは自己資本のみに適用されるのか、を検討しなければならぬ。他人資本は、これまでの法律制度のもとでは物価変動に関係なく期日に名目額で返済されるものであるという点で、自己資本とは異なるからである。

実体資本維持説において他人資本をどのように考えるべきかについて、明確な見解を示しているのは、シュミットとハックスである。特に前者は、この問題を貨幣資産との関連でとりあげており、その考え方をとり入れている見解

も少なくない。⁽¹⁾そこで、前節の貨幣資産の問題とのつながりもあるので、ここではまずシュミットの見解をとりあげ、更にハックス等の見解をも検討することによって、他人資本問題を説明していくことにしたい。

〔シュミットの見解〕

負債と貨幣資産の問題についてのシュミットの見解は、大よそ次の通りである。貨幣価値が変動しても、貨幣資産と負債は常に名目額のまま固定されている。そのため、負債によって調達した資金で物的資産を購入している場合、貨幣価値が上昇して物価が下落すると、当該物財の費用化を通じて留保される資金（費用は取替原価で評価されるので、財の購入原価とは無関係）は負債の弁済には足りなくなる。これは、貨幣価値の上昇の結果、負債について損失（貨幣価値損失 Geldwertverlust）が生じたためである。かかる場合、保有している貨幣資産に関しては、その購買力が上昇するのであるから、逆に利益（貨幣価値利益 Geldwertgewinn）が生じることになる。貨幣価値が下落する場合は、これとは全く反対の形で利益・損失が生ずる。したがって、企業としては、貨幣価値上昇時には貨幣資産を多く保有し貨幣価値下落時には負債を多くすることが有利であるといえる。しかしながら、貨幣価値変動に関する予測は確実には行ないえないから、貨幣資産に関して生ずる損益と負債に関して生ずる損益が常に相殺されるように、貨幣資産の額と負債の額とを常に等しくしておくことが、企業の安全のために望ましい。これは、物的資産はすべて自己資本によって調達し、貨幣資産は他人資本によって賄うことを意味する。このような財務政策上の原則を、シュミットは「価値均衡の原則」（Prinzip der Wertgleichheit）と呼んでいる。⁽²⁾ところで、貨幣資産と負債とがこのよう

な状態にあるときは、両者に関する損益が相殺されるので、損益計算上、これらの項目に関して、実体資本維持説に特有な操作（計算）を行なわないでよいが、両者の金額が一致しない場合には、その差額について貨幣価値変動の結果生じた損益を損益計算において把握しなければならない。例えば、貨幣価値が下落している場合に、取引活動に必要な貨幣資産が負債額以上に保有されている場合には、その超過部分に関する貨幣価値損失を計上しなければならない。逆に負債額の方が多い場合には、その超過額について貨幣価値利益が計上されることになる。⁽³⁾

以上がシュミットの考え方である。彼自身の論述においても、具体的な計算上の細かい事柄に関しては不明確な点も多いが、貨幣資産および負債に関する基本的な考え方は、これで十分に伺い知ることができるように思う。そこで、この考え方を前掲の例に適用し、その資本概念が如何なるものであるかを明らかにしてみよう。

次に示した例は、前掲B/S⑦（一一一頁）に加えて、期首・期末とも、(イ)運転資金と同額の負債（借入金）があった場合（B/S⑨、B/S⑩）、(ロ)負債が運転資金より少ない場合（B/S⑪）、(ハ)負債がない場合（B/S⑫）、および(ニ)運転資金ゼロで負債がある場合（B/S⑬、B/S⑭）について、シュミットの考え方を適用して期間利益の計算を示したものである。いずれの場合も、期首期末の間に一般物価指数の二〇％上昇があったものと仮定している。

まず(イ)の場合についてみると、これはシュミットのいう「価値均衡の原則」があてはまっている状態であるが、ここでは物的資本概念は自己資本についてのみ適用されており、他人資本に関しては名目貨幣資本概念が適用されていると解することができる。すなわち、期首に存在した物的資本としての自己資本——a材料一〇個・A製品一〇個・X機械新品一台——と、名目貨幣資本としての他人資本——現金一二五——が、期末貸借対照表B/S⑩における期間利

(イ) の場合

B/S ⑨			(期首)	
現金	125		減価償却引当金	100
a 材料 10コ@15	150		借入金	125
A 製品 10コ@30	300		資本金	950
X 機械 1台(1年経過)	500			
現金	100			
	<u>1,175</u>			<u>1,175</u>

B/S ⑩			(期末)	
現金	125		減価償却引当金	200
a 材料 10コ@21	210		借入金	125
A 製品 10コ@38	380		資本金	950
X 機械 1台(2年経過)	500		資本修正額	180
現金	240		当期純利益	140 ¹⁾
	<u>1,405</u>			<u>1,405</u>
現金	140			
	<u>1,595</u>			<u>1,595</u>

- 1) 期首運転資金に関する貨幣価値損失と、負債に関する貨幣価値利益が一致するので、B/S⑩の純利益と一致する

(ロ) の場合

B/S ⑪			(期末)	
現金	140 ¹⁾		減価償却引当金	200
a 材料 10コ@21	210		借入金	50
A 製品 10コ@38	380		資本金	1,025
X 機械 1台(2年経過)	500		資本修正額	195
現金	240		純利益	125 ²⁾
現金	125			
	<u>1,595</u>			<u>1,595</u>

1) $50 + (125 - 50) \times \frac{120}{100} = 140$

- 2) B/S ⑩の純利益と比較すると、自己資本により賄われていた期首運転資金 75 (=125 - 50) の貨幣価値下落損失 $15 (=75 \times \frac{20}{100})$ だけ少なくなっている。

(ハ) の場合

B/S ⑫				(期末)	
実 体 資 本 維 持 説 の 資 本 概 念	現金	150 ¹⁾		減価償却引当金	200
	a 材料	10コ@21	210	資本金	1,075
	A 製品	10コ@38	380	資本修正額	205
	X 機械	1台(2年経過)	500	純利益	115 ²⁾
	現金	240			
	現金	115			
		1,595			1,595

1) $125 \times \frac{120}{100} = 150$

2) 運転資金の金額に関する貨幣価値損失 $25 (= 125 \times \frac{20}{100})$ だけ、B/S ③ の純利益より少なくなっている。

(ニ) の場合

B/S ⑬				(期首)	
a 材料	10コ@15	150		減価償却引当金	100
A 製品	10コ@30	300		借入金	300
X 機械	1台(1年経過)	500		資本金	650
現金		100			
		1,050			1,050

B/S ⑭				(期末)	
a 材料	10コ@21	210		減価償却引当金	200
A 製品	10コ@38	380		借入金	300
X 機械	1台(2年経過)	500		資本金	650
現金		240		資本修正額	180
現金		140		純利益	200
資本修正額 ¹⁾		60			
		1,530			1,530

1) 貸方の資本修正額からマイナスさるべき項目であるが、B/S ③ との比較により他人資本の貨幣価値利益を明示するために別項目として示した。

(注) B/S⑩、B/S⑪、B/S⑫、B/S⑭は、B/S③と同じ資産評価基準によっている。

益判定の基準となっているのである。

あるいはまた、次のようにも解釈できる。すなわち、シュミットは、他人資本をマイナスの貨幣資産とみて、まずそれを貨幣資産と相殺し、しかるのちに、したがって自己資本に関する問題として、資本維持・資本概念——この場合は明らかに実体資本維持・物的資本概念である——を問題にしているのであると。このように解釈すると、シュミット説における他人資本の問題は、その額が貨幣資産を超えていない限り、専ら貨幣資産と自己資本の問題に吸収されてしまうことになる。そして、(イ)の場合には貨幣資産自体も消滅してしまうので、(ロ)以下の場合についてこの問題を考えていかねばならない。

(ロ)の場合においても、他人資本については名目貨幣資本概念が適用していると解することができる。しかし、ここでも、他人資本五〇はマイナスの貨幣資産として、運転資金たる現金と相殺されて他人資本の問題は消滅し、期首の運転資金のうちの七五の貨幣資産と自己資本の問題として、これを取扱うことができる。さて、この七五の貨幣資産を含む自己資本は、この例において（したがってシュミットにおいて）どのような性格をもつであろうか。

期末貸借対照表B/S④において、利益判定の基準となっている自己資本は、期首に存在していた物的資産——a材料一〇個・A製品一〇個・X機械新品一台——と、現金九〇である。現金九〇は、いうまでもなく、期首に自己資本によって賄われていた——自己資本の具現形態——とみなされる現金七五（一二五マイナス五〇）と同一の一般購買力を有する期末貨幣資産である。これは、シュミットの損益計算において、負債を超過する貨幣資産に関し一般物価指数を適用して貨幣価値損益を計上することから明らかである。したがって、シュミットの資本概念——この場合、自

己資本のみ——は、物的資本概念と購買力資本概念の混合されたものになっている。これは、貨幣資産を一般購買力とみることの必然の結果である。このことは、イの場合において最も顕著に現われている。

以上の例の如く、他人資本の額が貨幣資産の額に等しいか、またはそれより少ない場合には、シュミットの計算における資本概念を何とか規定することができた。すなわち、他人資本については名目貨幣資本概念、自己資本については物的資本概念あるいは物的資本概念と購買力資本概念の混合概念として。しかし、他人資本の額が貨幣資産額を超える場合には、その資本概念は更に複雑な様相を呈する。(二)の場合がその極端な例である。

B/S^⑩は、他人資本（借入金）三〇〇が含まれている点だけがB/S^①（運転資金としての貨幣資産ゼロ）と異なる。この例において、他人資本がゼロであれば、B/S^③に示す通り純利益は一四〇であるが、他人資本が含まれていると、シュミットの計算によれば、他人資本に関する貨幣価値利益がこれに加えられることになる。それは六〇（三〇〇の二〇％）であり、その結果純利益は二〇〇になる（B/S^④）。この場合、他人資本および自己資本はどのような性格になっているであらうか。

B/S^③との比較から明らかなようにに、他人資本に関して六〇の貨幣価値利益が計上されることは、他人資本について物的資本概念が適用されていないことを意味する。それでは名目貨幣資本概念かという点、必ずしもそうとはいえない。他人資本が具現されているとみる物的資産（一般にはこのようなものを区別することはできないので、企業の保有する物的資産一般ということになる）の価格変動割合が、一般物価の変動割合と一致する場合には、結果的に、名目貨幣資本としての他人資本と、物的資本としての自己資本が期間利益判定の基準となっていることになるが、然ら

ざる場合は、かかる説明は妥当しない。B/S^⑬において、かりに物的資本としての自己資本が、a材料一〇個とX機械新品一台からなると仮定すれば、期末のB/S^⑭においては、かかる自己資本のほかに三〇〇という名目貨幣資本（他人資本）ではなく、三二〇という貨幣額が利益判定基準に加わっているのである。すなわち、ここで他人資本が具現されているとみなしたA製品の増価額八〇と他人資本の貨幣価値変動による利益六〇との差額二〇が、他人資本の名目貨幣額に加えられて利益判定基準となっているのである。これは、名目貨幣資本概念の下では利益とみられるべき八〇（貸方の資本修正額に含まれている）のうち、他人資本について計上された貨幣価値利益六〇（借方の資本修正額）だけが利益に含まれるにとどまり、差額の二〇は貸方の資本修正額に残留している、と解することができるのである。

右の(二)の例から、他人資本が貨幣資産の額を超えている場合におけるシュミットの資本概念は、次のようにいうことができる。すなわち、自己資本について物的資本概念の適用を前提とすれば、他人資本は、名目貨幣資本概念とは一致しない。企業の物的資産全体の価格上昇割合が一般物価指数の上昇割合より大なるときは、他人資本はその名目貨幣額以上の資産を拘束する。逆に、前者が後者より小なるときは、他人資本はその名目貨幣額より少ない資産を拘束するにすぎない。両者が一致する場合のみ、他人資本はその名目貨幣額と同一の資産を拘束することになる。物的資産の価格が下落し、貨幣の一般購買力が上昇する場合、あるいは、双方が上昇または下落する場合に、他人資本がどれだけの資産を拘束するかについては、一々述べる必要はないであろう。これとは逆に、他人資本について名目貨幣資本概念の適用を前提として考えるならば——他人資本をマイナスの貨幣資産とみる場合も同様であるが——、当

該企業の物財価格の変動割合と一般物価の変動割合が一致する場合を除き、自己資本について物的資本概念が適用されているということもできない。この点も、あらためて論ずるまでもなく明らかであろう。

シュミットの考え方は、以上の検討からも明らかなように、基本的には、貨幣資産を他人資本によって賄うという財務政策を前提として、他人資本については名目貨幣資本概念を、また自己資本については物的資本概念を予定しているものとみることができる。あるいは、他人資本をマイナスの貨幣資産とみることにより両者を計算から除外し、自己資本についてのみの物的資本概念・実体資本維持を考えているということもできる。ただし、彼が提唱する計算では、(1)他人資本と貨幣資産が一致する場合、(2)貨幣資産が他人資本を超えているときは、一般物価の変動割合が、企業が調達する物財・用役の価格変動の割合と一致する場合、(3)他人資本が貨幣資産を超えているときは、一般物価の変動割合が、他人資本の超過分が具現されている物的資産の価格変動割合（特定の物的資産を考えることはできないので物的資産全体の価格変動割合）と一致する場合にのみ、かかる資本概念に基づく期間利益が計算されるにすぎず、そのような前提があてはまらない一般の場合には、更に他の計算方法を適用しなければそれを計算できないということは、以上の検討により明らかであろう。そのような計算方法を明示した見解を知らないが、一般物価の変動割合と当該企業の物財の価格変動割合の差を然るべく調整することによって作り出しうることは容易に想像できる。だが、問題はむしろ、実体資本維持を自己資本の実体維持とみる考え方、すなわち、物的資本概念を自己資本に限定し、他人資本については名目貨幣資本概念をとる二元的資本概念自体の妥当性いかにある。この問題を検討する手がかりとして、他人資本についてのもう一つの考え方を示しているハックスの見解を次にとりあげてみたい。

(1) 一一四頁注(2)を参照。

(2) 価値均衡の原則については、Fritz Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, Wiesbaden, 一九五一年版、一三一～一三八頁参照。

(3) Schmidt, 前掲書、二二七～二二八頁、二四五頁。

〔ハックスの見解〕

ハックスは次のように設問する。他人資本は常に名目額で固定されている。したがって、それによって調達した財の価格が著しく上昇しても、その返済は名目額でよい。このような場合、他人資本で購入した財の価格上昇部分を利益とせずに実体維持積立金⁽¹⁾ (Substanzerhaltungsrücklage) に計上することは合理的であろうかと。そして、これに答えて次のようにいう。

「ここに実体計算⁽³⁾ (Substanzrechnung) と貨幣資本計算⁽⁴⁾ (Geldkapitalrechnung) の適用領域に関する根本的な相違が現われている。実体計算は数量計算 (Mengenrechnung) であり、常に貸借対照表の借方のみを狙っている。しかも、ここでは更に物的資産 (Sachvermögen) のみを狙っている。これに対して貨幣資本計算にとっては、貸借対照表の貸方だけが基準となる。何故ならば、貸方は投下された貨幣資本を示すからである。しかし、このような理由から、いかなる源泉から資本が調達されているかは、実体計算にとっては重要なことではない。それ故、実体計算にとっては、企業が自己資本のみで賄われているか、あるいは他人資本の比重が大きいか、ということとは、どうでもよ

いことなのである。⁽⁵⁾「われわれの考察にとって重要なことは、実体計算およびその方法論は、原則として資本調達の方法とは無関係であるということである。実体計算は、常に貸借対照表の借方のみを問題にするのであり、しかも数量的に把握できる物的資産のみを問題にするのである。」⁽⁶⁾と。

この説明において、実体資本維持計算が「物的資産」「数量的に把握できる物的資産」のみを問題にするという点は、貨幣資産との関連で検討を要するところであるが、ここでは差当り考慮の外におく。そうすると、ハックスの見

B/S ㉔		期首	
商品	1,000	自己資本	200
		他人資本	800
B/S ㉕		期末	
商品	1,100	自己資本	200
		実体維持 積立金	100
		他人資本	800

解は、要するに、実体資本維持説の資本概念は貸借対照表の借方——資産——によって規制される物的概念であるから、自己資本・他人資本の区別は問題にならない、つまり総資本概念としてのみ成立しうる、ということになる。彼は、これを次のような例で説明している。

上記B/S④の如く、期首には金額一〇〇〇の商品のみ存在し、自己資本が二〇〇、他人資本が八〇〇であったとする。期中の取引の結果、期末にも期首と同じ数量の商品だけが残っており、また他人資本の額も変わらず、ただ期末にある商品の購入原価は一〇%上昇していたとする。その場合には利益はゼロであり、期末貸借対照表はB/S⑤の如くなる。⁽⁷⁾

ここで、貨幣資産に関するハックスの考え方を検討しなければならない。右の例示では、貨幣資産は含まれていないし、また、先の引用では、貨幣資産は実体資本維持計算から除かれるようでもあり、この点、極めて不明確である。だが、この点が明らかにされなくては前述の如く、ハックスが実体資本維持説の資本概念として物的資本概念として

の総資本概念を考えている、とも言えないことになるからである。

さて、貨幣資産に関してハックスは次のようにいう。「金銭資産についても、実体維持の問題は生ずる。確かにそれは、物的資産の場合と比べて著しく複雑な形ではあるが。」⁽⁸⁾と。これは、実体資本維持計算の基本的性格を説明した先の引用と矛盾するが、ここからは、彼が貨幣資産の取扱いについて、基本的にはゲルトマッハーと同様な考え方をとっていると解さざるをえない。ただ、これに加えて、「金銭資産に関して、棚卸資産や固定資産における方法にならって実体計算を行なうことは實際上不可能である。これまでのところ、そのような方法を作り出す試みもなされて⁽⁹⁾いない」とか、「貨幣資産については実体計算が不可能なので、この場合、特定の資本調達方法をとることで（貨幣資産と負債の均衡——森田注）損益の相殺を得ようとしている」⁽¹⁰⁾とも述べているが、実践上の問題としてはともかく、これをもって彼が、理論上、貨幣資産を物的資本概念の枠外においていると解することはできない。貨幣資産についてのハックスの基本的考え方をこのように解するならば、彼の場合、貨幣資産をも含めた、そして他人資本・自己資本の両者を包含した総資本概念としての物的資本概念が、実体資本維持説の資本概念として予定されているとみることができるのである。もし貨幣資産を実体計算の適用範囲から除くとすれば、ハックスの場合、シュミットとは異なる内容の二元的資本概念が前提とされることになる。それは、物的資本概念と名目貨幣資本概念の両者が混合された総資本概念である。

もともとハックスは純粋な実体資本維持説を主張しているわけではない。彼は、名目貨幣資本維持の計算と実体資本維持の計算を結合した資本実体結合計算（kombinierte Kapital- und Substanzrechnung）を提唱するが、⁽¹¹⁾そこでは

B/S ⑮

(期末)

現金	180 ¹⁾	減価償却引当金	200
a 材料 10ㇿ@21	210	借入金	125
A 製品 10ㇿ@38	380	資本金	950
(X 機械 1台(2年経過)	500	資本修正額	235
現金	240	純利益	85
現金	85		
	<u>1,595</u>		<u>1,595</u>

1) B/S ⑧ と同じ基準で計算

B/S ⑯

(期末)

B/S ⑮ に同じ	減価償却引当金	200
	借入金	50
	資本金	1,025
	資本修正額	235
	純利益	85
		<u>1,595</u>

B/S ⑰

(期末)

a 材料 10ㇿ@21	210	減価償却引当金	200
A 製品 10ㇿ@38	380	借入金	300
(X 機械 1台(2年経過)	500	資本金	650
現金	240	資本修正額	180
現金	140	純利益	140
	<u>1,470</u>		<u>1,470</u>

二つの計算は対等な形で結びつけられているわけではない。そうではなく、あくまで名目貨幣資本計算を基本的な計算とし、実践的に可能な範囲内で実体資本維持の計算をとり入れていこうとするにすぎない。⁽¹²⁾ 彼自身明言しているように、「貨幣資本計算とならんで完全に独立した実体計算の体系を作ること」は考えていないのである。⁽¹³⁾ したがって、彼の考える実体計算は常に実践的に可能な範囲内でのものであり、貨幣資産を実体計算の適用範囲外としようとする

考え方も、そのようなところから出ていると解することもできる。しかし、実体資本維持説の資本概念の理論上の形としては、ハックスは、ゲルトマッハー的な貨幣資産の解釈を前提とした総資本概念としての物的資本概念を考えていると解すべきであろう。⁽¹³⁾

このような資本概念に基づいて、前掲設例（一一八頁～一一九頁）の期末貸借対照表 B/S_{10} 、 B/S_{11} 、 B/S_{14} を修正すると、それぞれ B/S_{15} 、 B/S_{16} 、 B/S_{17} のようになる。なお、 B/S_{12} を修正したものは B/S_{18} と一致する。

(1) ハックスの説は、純粹な実体資本維持説ではない。彼は基本的には名目資本概念をとり、それに実体維持の考え方を結合させていく。したがって、実体資本維持説において資本修正額と考えられる項目を、彼は一種の留保利益——未実現利益として性格づけている——とみる。ここから実体維持積立金という名称が出ている。しかし、この積立金は利益処分過程で設定されるのではなく、費用の時価評価を通じて損益計算の過程で生ずるものであるから、この項目が貸借対照表の借方項目として現われることはないという点を除けば、実体資本維持説における資本修正項目と同様に解して差支えない。

なお、この点を含めてハックス説については、森田稿、カール・ハックス著『経営実体維持論』、ビジネス・レビュー、五卷三号、一一九頁以下を参照されたい。

(2) Karl Hax, Die Substanzhaltung der Betriebe, Köln und Opladen, 一九五七年、二六六頁。

(3) ハックスは、実体維持 (Substanzhaltung) の立場からする損益計算を実体計算とよぶ。しかし、彼は、実体維持はワルプのいう実体資本維持 (materielle Kapitalerhaltung) と同じであるといっている。実体計算は、本稿にいう実体資本維持説としての損益計算と同義に解してよい (K. Hax, 前掲書、一四頁参照)。

(4) 貨幣資本計算とは、貨幣資本維持の立場からする損益計算であり、ハックスの場合は、特に名目貨幣資本概念にもとづ

く損益計算を意味している (K. Hax, 前掲書、二〇頁参照)。

- (5) K. Hax, 前掲書、二六六頁。
- (6) K. Hax, 前掲書、二六七頁。
- (7) K. Hax, 前掲書、二六六頁。
- (8) K. Hax, 前掲書、二六三頁。
- (9) K. Hax, 前掲書、二六五頁。
- (10) K. Hax, 前掲書、二六五～二六六頁。
- (11) K. Hax, 前掲書、二〇～四二頁。
- (12)(13) K. Hax, 前掲書、五一頁。
- (14) このような資本概念を考える者の例として、シーブ (Brigitte Schieb) とエックハートを挙げることができる。

シーブは次のように述べている。「物的尺度を首尾一貫して適用するならば、以前に比べてより多くの、またはより少ない貨幣資産 (Geldmittel) を経営の従来の資本に加えなければならない。他方、法的に固定化された抽象的資本 (ここでは負債の額——森田注) は、確かに債務者 (Schuldner) としての立場からは維持の尺度であるが、しかし全体経済的実体資本の一部としての個別経済 (Einzelwirtschaft) にとっては、そうではない。そのような尺度では、全体経済的実体資本は、その存続が危うくなるであろう」。「抽象資本の額 (貸借対照表貸方に示される資本の額——森田注) は……実体資本 (Sachkapital) ……具体的資本に従ってきめられる。その結果、自己資本については金額の変動が生ずる。しかし他人資本は名目額のまま固定されている。ここから成果に対する特別な作用が生ずる。だがこのような作用は主として債務者 (Schuld-

ner)の立場からみたものであり……。しかし、全体経済の部分としての経営にとっては、法的に名目額に固定されているという事実があつても、それが具体的資本(の大きさ——森田注)をそれに応じさせる誘因となりうるものではない(生産を継続してこうとするならば、そのようなことはしばしば不可能である)」(B. Schieb, Grundsätzliche Probleme der Kapitalerhaltung, [論文集 Fragen der Kapitalerhaltung und Finanzierung, Wolfenbüttel, 一九四九年、所収]二六頁・二九頁)。

また、エックハートは次のようにいう。「実体的成果計算(substantielle Erfolgsrechnung)においては、実体の一部が他人資本によって賄われていても、等量給付的費用計算(再調達価格に基づく費用の計算——森田注)を行なう——その結果価格上昇期には自己資本の持分割合が増加することになつても——という考え方のほうが正しい。……このようにみえてくると、シュミットが提唱した貨幣資産と負債との『価値均衡』は、維持手段の一つとはみられないことになる。」(H. Eckardt, 前掲書、四七頁)。なお、貨幣資産に関する彼の見解については、一一四頁注(2)を参照。

〔両見解の検討〕

さて、以上考察した二つの見解、すなわち、他人資本については名目貨幣資本概念を適用し、物的資本概念——したがつて実体資本維持——を自己資本のみに限定するシュミットに代表される見解と、他人資本を含む総資本概念として物的資本概念を考えるハックスに代表される見解のうち、いずれを実体資本維持説の資本概念に関する正当な見解とみるべきであろうか。単に損益計算の基礎としてということだけであれば、いずれの資本概念も成立しうるが、われわれが問題にしているのは実体資本維持説という損益計算体系の資本概念である。

この問題を解決するに当っては、まず、実体資本維持説なるものがどのような考え方に基づいて唱えられるに至ったものであるか、というこの説の原点にたち戻って考えてみる必要があるであろう。

周知の通り、実体資本維持説は、購買力資本維持と共に、第一次大戦後（一九二〇年代）のドイツにおいて、名目貨幣資本概念に基づく損益計算——資本概念・利益概念——に対する批判として生れたものである。すなわち、物価上昇期には、名目貨幣資本概念に基づいて計算された利益を分配してしまうと、企業の給付能力ないし生産力の維持ができず、したがって企業の維持ができない、という認識が実体資本維持説の基盤になっている⁽¹⁾。そこで、期間利益として計算された額を分配しても、期首と同じ給付能力が維持されるような損益計算の体系として、実体資本維持説が構成されたのである。しかし期首における企業の給付能力を保証するものとして、しかも期間利益判定の基準——会計上の資本——となりうるものとして考えられたのが、期首の投下貨幣額に代る期首の物的資産量であった。

かくして、この損益計算は一定の大きさの貨幣額として規定される伝統的な名目貨幣資本概念に代えて、一定量の具体的物財（または物財に相当する貨幣量）で表わされる物的・数量的な資本概念を会計上の資本概念としてとり入れたのである⁽²⁾。実体資本維持説の損益計算が、貨幣計算ではなく数量計算⁽³⁾（Mengenrechnung）であるといわれる所以もここにある。

実体資本維持説は、このように具体的物財の数量によって表わされる資本概念をとるけれども、その物財の数量は、もともとそれ自体として意味もっていたのではなく、一定の大きさの給付能力を具現したものであるとして解されていたのである。実体資本維持説は、給付能力維持説なのである⁽⁴⁾。したがって、シュミットの如く実体資本維持説における物

的資本概念を自己資本に限定するとすれば、期首に当該企業が全体として有していた給付能力の大きさではなしに、そのうちの自己資本によっているとみられる給付能力の大きさと貨幣資本としての他人資本の金額が、期間利益判定の基準となる。その場合には、企業全体として期首と同じ大きさの給付能力を維持しようとするれば、これまでの論述からも明らかなように、価格上昇時には、利益として計算されたものの一部分の留保または新たな資本調達（増資であれ借入であれ）が必要となるのである。会計上の資本概念として、このような資本概念も考えうることは先に述べた通りであるが、かかる資本概念に基づく損益計算としての実体資本維持説がどれほどの意味をもつか、疑問である。シュミット自身が期間利益判定の基準として主張している企業維持（*Erhaltung der Unternehmung*）、実体維持（*Substanzerhaltung*）、生産力維持（*Erhaltung der Produktivkraft*）などの概念も、彼が提唱する具体的計算方法の結果生ずるような、自己資本のみに関する給付能力維持を意味しているとも思えない。

実体資本維持説が主張されるに至った事情を考えるならば、われわれはむしろ、それが自己資本によるか他人資本によるかに関係なく、期首の時点における企業全体としての給付能力の大きさを期間利益判定の基準とする損益計算の体系として実体資本維持説を解すべきであると思う。企業全体としての給付能力維持の必要性の認識から出発して、期間利益として計算された金額をたとえすべて分配しても、新たに外部から資本調達をせずに期首における企業全体としての給付能力が維持できるような損益計算の体系として、実体資本維持説が提唱されたと考えられるからである。このよう解するならば実体資本維持説における資本概念は、総資本概念としての物的資本概念でなければならぬ。⁽⁵⁾

(1) Erik Bosshardt, Die Erhaltung der Produktivkräfte in Betrieb und Volkswirtschaft bei schwankendem Preis,

Zürich, 一九四七年、七頁。K. Hax, 前掲書、一〇～一二頁・二六頁。J. Liebl, 前掲書、一六頁。Albert Schmetter, Öffentliche Betriebe, Essen, 一九五六年、一五一～一五二頁。

(2) E. Walb, 前掲書、三三二～三三四頁参照。

(3) K. Hax, 前掲書、一七五頁・二六六頁。J. Liebl, 前掲書、二七頁。

(4) 技術進歩や需要変遷の激しい今日の経済社会では、企業に存在する物財の形態は常に変化するので、実体資本維持は給付能力維持という形で考えられるのが普通である。これを特に給付的実体維持説 (leistungsmäßige Substanzerhaltung) とよび、ゲルトマッハーの如く同一物財の維持を前提とする説 (これは再生産的実体維持説 reproduktive Substanzerhaltung とよばれる) と区別するのが普通である (森田、実体資本維持説の展開、産業経理、一九六六年四月号参照)。しかし、再生産的資本維持説とよばれるゲルトマッハー説においても、給付能力ないし生産力の維持が考えられ、その前提として物財の維持が唱えられていたのである (Geldmacher, 前掲書、五七頁・六六頁参照)。

(5) 総資本概念としての物的資本概念を前提とすると、価格下落時には、名目貨幣額で返済すべき他人資本の維持が保証されないことになる。そこで、名目貨幣資本維持と実体資本維持の二つの計算を結合して、名目貨幣資本と実体資本の両者の維持が常に可能になるような計算 (資本・実体結合計算) をハックスは提唱している (Hax, 前掲書、二〇頁～四二頁)。エッカート (Eckardt, 前掲書、一二頁～一八頁)、リーブル (Liebl, 前掲書、六三頁) も同様な見解を述べている。

また、総資本概念としての物的資本概念をとると、価格上昇期には、名目貨幣額で固定されている他人資本 (債権者) に比して、自己資本 (出資者) を不当に優遇するものであるとの批判もある (K. Kiesgen, Scheinerfolg und Finanzstruktur, Wirtschaftsprüfung, 誌、一九五三年、二八九～二九二頁、但し、Eckardt, 前掲書、四六頁による)。これは、前掲B^⑩と

B/S^⑩の利益金額分配後の状態を比較した場合、B/S^⑪においては自己資本（出資者持分）が不当に大きくなっているということの意味している。この点については、ハックスの明快な反論もある（Hax, 前掲書、二六七頁）。

これらの点は、実体資本維持説における資本概念との関連で検討さるべき問題ではあるが、本稿の主題は、実体資本維持説の資本概念自体の妥当性ではなく、それが会計上の資本概念として成立しうるか、換言すれば、そのような資本概念に基づく損益計算が成立しうるか、という点にあるので、ここではとりあげない。

三 物財の変化と物的資本概念

——給付的実体資本維持説の資本概念——

前章においては、当該企業において生産される製品、使用される材料・設備等に全く変化がない場合を前提として、実体資本維持説における資本概念は具体的にどのようなものと考えられるかを検討して来た。そして、そのような前提にたつ限り、総資本概念としての物的資本概念という形で、それが会計上の資本概念として一応成立しうることを確認した。⁽¹⁾

そこで、本章においては、前章での前提を除いた場合にも本質的には変らない資本概念が成立しうるか。またその場合には、具体的な形としてはどのような変化が生ずるかを検討してみたい。

ある資本概念が会計上の資本概念——期間利益の判定基準たりうる性格をもつ——となりうるためには、その概念に基づいて測定された大きさの期首資本が、期末にも存在しうるか否かを確かめなければならない。そうでなければ

ば、期末に、期首資本を超えてどれだけの利益が存在するかを決定できないからである。会計上の資本概念のこのような性格を期首期末資本の比較性とよぶことにする。前章での前提のもとでは、物的資本概念はそのような比較性を有しているとみることができた。そこでは、期首と同種の物的資産（またはそれを購入する能力をもつ貨幣資産）が期末にも存在するからである。しかし、期首にあった機械が除却されてより能率のよい機械が購入された場合、あるいは、期首にあった機械が将来除却されたときはそれと異なる性能のよりよい機械を購入することが明らかになった場合、あるいはまた、使用される材料が変わった場合、更には生産される製品自体が変わった場合、物的資本の期首・期末の比較性は単純な形では考えられなくなる。このような場合、物的資本概念は、それをどのような内容において理解すれば、比較性を保つことができるだろうか。

この問題は、二つの場合に分けて検討することが必要である。一つは、企業の具体的物的資産に変化があっても、生産される製品（給付）に変化がない場合であり、もう一つは、生産される製品自体が変わった場合である。

(1) ここで「一応」というのは、前章ですべての問題領域に亘って論じ尽したわけではないためである。例えば、無形資産の問題が残されている。この点についてはシュミット (F. Schmidt, 前掲書、二三三頁以下) やラッド (D. R. Ladd, *Temporary corporate accounting and the public*, Homewood, Illinois, 一九六三年、一五一—一五六頁、不破貞春・今福愛志訳、D・R・ラッド現代会社社会計論、同文館、昭和四五年、一五七—一六三頁) の研究もあるが、十分な解決が得られてはいえない。更にまた、企業の給付能力とは直接関係のないような資産がある場合も、それを含めた統一的概念として物的資本概念を考えることには問題がある (森田、損益計算と実体計算、神戸大学会計学研究室編、利潤会計と計画

計算、千倉書房、昭和四四年所収を参照)。

(一) 設備資産の変化と物的資本概念

生産される製品に変化がない場合、物的資本を構成する資産で変りうるのは原則として固定資産だけであると考え
てよい。製品に変化がなければ、使用される材料も変らないのが普通であり、逆に、材料の種類に変化が生ずれば、
一般には、それによって生産される製品にも変化が生ずるからである。これに対して、同じ製品の生産においても、
使用される固定資産は、技術進歩などにより、絶えず変ることが予想される。

そこで、まず、ある期に取替調達された新固定資産が、除却された旧固定資産と異なる場合、しかも、このような
異なる固定資産が取得されることが、前期末には予定されていなかった場合を考えてみよう。このような場合には、
期首の物的資本の一部を構成していた固定資産が期末に存在するか否かを直ちに確認することはできない。期末には
それと異なる固定資産が購入されているからである。具体例で示そう。

B/S^⑩は、B/S^⑪(二二七頁掲載)から更に二年経過後の期首貸借対照表である。この間、価格変動はなく、かつ、一期
間中の取引は、毎期同じ(一〇二頁参照)であり、純利益はすべて分配したものと仮定している。B/S^⑩は、これまで使
用してきたX機械を期末に近く除却して、同じX機械(新品)を六〇〇で取替調達した場合(この期も従来と同じ取
引があったものと仮定する)の期末貸借対照表であり、B/S^⑫は、除却したX機械に代えてY機械を六四五で取替調達
した場合である。B/S^⑬における旧X機械プラス現金四八〇が、B/S^⑭の新品X機械と同じ大きさの物的資本であること
は直ちに明らかであるが、B/S^⑮では、のように簡単には期首の物的資本をアイデンティファイすることはできない。

B/S ⑱			(期首)	
現金		180	減価償却引当金	400
a 材料	10 ㊦@21	210	借入金	125
A 製品	10 ㊦@38	380	資本金	950
(X 機械	1 台(4 年経過)	500	資本修正額	275
現金		480		
		<u>1,750</u>		<u>1,750</u>

B/S ⑲			(期末)	
現金		180	借入金	125
a 材料	10 ㊦@21	210	資本金	950
A 製品	10 ㊦@38	380	資本修正額	295
X 機械	1 台(新品)	600	当期純利益	85
現金		85		
		<u>1,455</u>		<u>1,455</u>

B/S ㉑			(期末)	
現金		180	借入金	125
a 材料	10 ㊦@21	210	資本金	950
A 製品	10 ㊦@38	380	資本修正額	125
Y 機械	1 台(新品)	645	当期純利益	255
現金		40		
		<u>1,455</u>		<u>1,455</u>

そこで、B/S ⑱におけるX機械プラス現金四八〇(X機械新品一台と同一視されている)が表わしている大きな物的資本がY機械の中に存在すると認めうるかを検討しなければならぬ。この比較は、X機械とY機械の給付能力の比較を通じてのみ行ないうる。給付能力を通じての物的資本の比較は、すでにのべた通り、実体資本維持説の資本概念の基本的思考と一致するものである。

そこで、X・Y両機械の給付能力を次の如く仮定する。X機械は、A製品を毎年二〇個生産する能力を有し、耐用年数は五年であるが、Y機械は、A製品を毎年二五個生産する

能力を有し、耐用年数は六年であるとする。両機械の期間的給付能力 (Periodenkapazität) を比較すると、二〇対二五で二五%の増加がみられるが、これに対して、除却されるまでに提供しうる給付量 (Totalkapazität) を比較すると一〇〇対一五〇で五〇%の増加となる。しかして、固定資産に関する物的資本の大きさは総キャパシティーによって測定さるべきであるから、Y機械は、期首にX機械 (新品とみなしうる) が表現していた物的資本より五〇%大きい物的資本を意味することになる。他方、期首の物的資本を構成していた他の要素 (運転資金・A材料・A製品) は、全く同じ大きさにおいて存在しているのであるから、Y機械のうち、X機械が表わしていた物的資本の大きさを超えるとは見なされる部分は、利益として、したがって貨幣相当額として示されなければならない。その結果、B/S⁽²⁾における純利益と資本修正額は次のように計算されることになる。

(イ) Y機械の購入価格のうちX機械と同じ総キャパシティーに相当する部分…… $645 \times \frac{100}{130} = 496$ (X機械と同じ給付能力を四三〇で購入したと考える)

(ロ) 期首B/S⁽¹⁾と同じ大きさの物的資本の期末B/S⁽²⁾における金額…… $180 + 210 + 380 + 430 = 1,200$

(ハ) 期末B/S⁽²⁾における資本修正額…… $1,200 - [125(\text{借入金}) + 950(\text{資本金})] = 125$

(ニ) 当期純利益…… $1,455(\text{期末資産総額}) - 1,200(\text{ロの金額}) = 255$ または $1,455 - [125(\text{借入金}) + 950(\text{資本金}) + 125(\text{資本修正額})] = 255$

X機械が使用されている間に、将来、Y機械により取替えられることが明らかになった場合も、同様な考え方を適用できる。B/S⁽¹⁾において、三年後にX機械に代えてY機械が六四五で取替調達されることが明らかであれば、B/S⁽²⁾は

B/S ㉔

(期末)

現金	180	減価償却引当金	200
a 材料 10ㄗ@21	210	借入金	125
A 製品 10ㄗ@38	380	資本金	950
(X 機械 1台(2年経過)	500	資本修正額	167
現金	172	当期純利益	153
現金	153		
	1,595		1,595

実体資本維持説の資本概念

B/S ㉔の如く変わる。すなわち、三年後に取替調達されるY機械の価格と給付能力に基づいて、当期末に新品のX機械の給付能力に相当するものを算定すると、二年間使用したX機械プラス現金一七二となる。この現金の額は $10 \times \frac{2}{5} = 172$ として計算されたものであり、除却されるまでのあと三年間に更に現金二五八 $(430 \times \frac{3}{5} = 258)$ が留保されて、除却時には合計四三〇の現金が存在することが予定されている。

なお、B/S ㉔、B/S ㉔のいずれの場合も、算定された利益の留保または外部資本の追加導入を前提としないとY機械を購入できないが、これはY機械がX機械よりも給付能力が大であるからであり、絶対的実体資本維持説の必然の結果である。

(1) K: Hay, 前掲書、二三八頁。

(2) 物的資本の大きさとしてY機械とX機械を比較する場合、Periodenkapazitätを比較したのでは不適當なことは明らかである。Periodenkapazitätの比較では、例えば、毎年二〇個の製品生産能力を有する耐用年数五年の機械と、同じ年間生産能力で耐用年数一年の機械とが、同じ物的資本の大きさとして扱われることになるからである。これに対して、Totalkapazitätの比較によれば、このような不合理はなくなるが、これとても物的資本の大きさを測定する基準として無条件に適當であるとはいえない。例えば、本例の場合、この企業はY機械を使用して毎年二〇個以上の製品を生産することがない

とすれば、Y機械の Periodenkapazität のうち五個分はこの企業にとって不要であり、Y機械の Periodenkapazität が二〇個であっても同じことになる。したがって、そのような前提のもとでは、物的資本としての大きさの比較にあたっては、Y機械はX機械に比して耐用年数が一年長いという点（すなわちX機械に比して二〇％増加）のみを考慮するのが合理的である。

本例の如く、五〇％の増加として計算される Totalkapazität を基準にする場合には、この企業がY機械の Periodenkapazität をX機械と同程度の操業度で使用し、生産を拡大することを前提としなければ意味がない。その場合には、必然的に他の資産保有量も増大せねばならず、これらは増資等によって賄われることになる。

本稿では、このような点を特に問題にせず、単純に Totalkapazität を基準にして物的資本の大きさを比較している。

(3) B/S ⑩の資本修正額との相違は、次のように説明できる。

$$240 - 200 = 40 \dots B/S \text{ ⑩の資本修正額のうちX機械に因るす金額}$$

$$200 - \left(430 \times \frac{2}{5} \right) = 28 \dots \text{減価償却引当金の過大部分}$$

$$235 - (40 + 28) = 167 \dots B/S \text{ ②の資本修正額}$$

また、B/S ⑩の資本修正額は次のように計算される。

B/S ②の物的資本評価額

B/S ②における物的資本の期首評価額

$$(180 + 210 + 380 + 500 + 172 - 200) - (125 + 950) = 167$$

(二) 給付（製品）の変化と物的資本概念

B/S ㉔

(期末)

現金		300	借入金	125
b 材料	20 = @10	200	資本金	950
B 製品	10 = @40	400	資本修正額	?
Z 機械	1 台	700	当期純利益	?
		<u>1,600</u>		<u>1,600</u>

実体資本維持説の資本概念

生産される製品が変らない限り、企業の物的資産（固定資産だけと考えられる）が変化しても、給付能力の大きさを手がかりにして、期首・期末比較可能な物的資本概念をなお想定することができるとは明らかにした。それでは生産される製品の種類が変化した場合はどうであろうか。原則的な解答は、すでに右の考察から明らかのように思われる。

すでに述べた如く、実体資本維持説は、もともと企業の給付能力の維持を期間利益判定の基準とするものであり、給付能力の大きさを代表するものとして具体的な物財の数量を考え、ここから、直接的には具体的物財の数量によってその大きさが表現される物的資本概念を構想したのである。したがって具体的物財の種類に関して変化が生じて、給付能力の大きさを手がかりとして期首資本との比較が可能な状態であれば、実体資本維持説の資本概念は、なお会計上の資本概念として成立可能である。しかし、生産される製品が変り、給付能力の大きさを比較することが不可能になれば、物的資本概念は会計上の資本概念として成立しえなくなるのである。

例えば、B/S ㉔は、この企業がA製品を年間二〇個生産・販売し続ける能力と、除却されるまでに一〇〇個のA製品を生産しうる能力の機械をもっていることを示している。期中の取引をこれまでの設例とは全く変え、この企業がB製品を生産販売することになったとする。そして、期末貸借対照表がB/S ㉔の如くであり、この状態が、B製品を年間二〇個生産・販売

し続ける能力と、除却されるまでにB製品を一〇〇個生産しうる能力の機械の保有を表わしていると仮定する。このような場合には、期首における物的資本をその具体的な資産の形で期末資産の中に見出すこともできず、また、期首の給付能力が期末に維持されているか否かを確かめることもできない。給付能力とは物的・数量的概念であり、A製品の数量で表わされる給付能力とB製品で表わされる給付能力とを量的に比較することはできないからである。

このように、給付能力の比較が不可能になれば、会計上の資本概念としての物的資本概念は成立し得なくなり、損益計算体系としての実体資本維持説の限界をここに認めざるを得なくなる。だが、需要の変遷や技術進歩の激しい今日の経済社会を前提とするとき、これは実体資本維持説にとって極めて重大な限界である。そこで、一体、給付(製品)がどの程度変ったら比較性が失なわれるのか、そしてその場合に、実体資本維持説の成立をなお可能ならしめる何等かの手段が見出し得ないかを、更に検討してみることにはしたい。

(三) 給付能力の比較可能性とその限界

会計上の資本概念としての物的資本の大きさは、特定の製品(例えばA製品)の期間的生産・販売数量で測定される期間キャパシティと、固定資産が除却時まで生産可能な総数量で測定される総キャパシティの両者を考慮して測定することができる。期首期末の物的資本が比較可能であり、したがって、かかる給付能力の大きさが比較可能であるためには、生産される製品が、量的に比較可能であることが前提となる。生産される製品に変化がなければこの比較の問題はないが、製品が変わった場合には、例えば、従来のA製品何個と新製品たるB製品何個とが量的に等し

いという形で比較できることが必要である。実体資本維持説における給付という概念は量的概念であるので、原則として純粹に量的な比較が要求されるのであるが、極めて厳密に考えれば、量的比較は全く同一の製品の間でのみ行なうるものであり、他種類の製品は勿論のこと、品質の相違がある製品の間でも量的比較は不可能であるといわなければならない。

給付の量的比較可能性をこのように厳密に考え、製品の種類・品質に変化が生じた場合には、これを以て直ちに実体資本維持計算の限界と認め、実体資本維持計算を放棄する見解を示しているのがハックスである。彼は棚卸資産の計算に関連して次のように言う。「取得される生産財（ここでは棚卸資産のこと——森田注）の種類や品質が変化した場合にも使える実体計算の方法で、広く適用することができ、かつ正確なものは、現在のところまだない、というのが一般的にいつて確かなところである。それ故、企業では、生産財の種類の变化、いや品質の違いすら生じた場合には、……それまでの種類または品質の生産財について蓄積された実体維持積立金を取崩さざるを得ないことになる⁽¹⁾」と。固定資産に関しても、取替調達された固定資産が除却されたものと異っていても、それが従来と同じ製品の生産にあてられるのであれば、本稿前節で述べたような考え方に従い実体計算が継続できるが、それが異なる製品を生産する場合には、旧固定資産に関して蓄積された積立金を取崩すべきだ⁽²⁾という。ここでは、製品の品質の変化の場合には特にふれていないが、棚卸資産の場合と同様に考えられていると思う。ハックスの実体維持積立金は、すでにふれた如く、利益計算上は資本修正額と同じ実質的效果をもつものである⁽³⁾ので、この積立金の取崩は、実体資本維持説の放棄、そして名目貨幣資本維持説への移行を意味するのである。彼は、このように製品の品質に変化が生じた場合において

すら、本質的に数量計算である実体資本維持計算の限界が現われることを認識しているからこそ、かかる欠陥を含む計算に名目貨幣資本計算と同等の地位を与えず、あくまでも後者を以て企業の基本的計算としてしていると解される⁽³⁾。

だが、製品の種類・品質の変化と給付の量的比較性の問題について、もう少しほかの考え方はできないであろうか。厳密な意味での量的比較はともかく、近似的な結果でも得られる方法は考えられないであろうか。⁽⁴⁾

まず、製品の種類は同じであつて品質に変化が生じた場合を考えてみよう。この場合、給付の量的比較が可能であるためには、給付の量的増減は、製品数量を一定とした場合、製品の質的増減に比例するという前提のもとで、給付の質的増減を量的に表わす尺度が見出しえなければならない。しかし、質的变化が生じた場合、従来の給付より質的によいとか悪いとかは言えても、二〇%よいとか一〇%悪いというように測定することは一般には不可能である。質的变化が量的に表現できる場合として、例えば製品の耐用期間が二〇%長くなった(長もちする)ことが確認できるような場合も考えられよう。しかし、このような基準が適用できるのは、その製品の使用によって得られる満足感ないし効用が従前の製品と全く同一であることが前提であり、そのような比較が可能であるかも問題であろう。更にまた、給付の大きさ、給付能力をこのような形で測定すること、すなわち、給付の質的变化割合を以てその量的変化割合と同一視すること自体にも問題がある。いずれにせよ、質的变化の程度を直接に量的な基準で測定し表現することは、一般には不可能とみななければならない。

そこで次の手段として考えられるのが、価値的(金額的)尺度の導入である。すなわち給付の質的变化を給付の価格(売価)の変化によって測定することである。例えば、製品の質が改良されて売価が二〇%上昇すれば、改良され

た製品は量的に従来の製品の二〇％増と考える。ここでも、給付の量的増減は、製品数量を一定とする場合、製品の質的増減に比例するという前提に立つので、この前提の可否の問題は残るが、この点を問わないとすれば、ここでは、質の変化割合を価格を手段として測定することの妥当性と、価格測定の方法が検討されなければならない。

給付が物的数量的概念である限り、価値概念を導入してその量的変動を測定すること自体、理論的には認められない。したがって価値概念の導入は、実体資本維持説では他に方法がない場合の、しかも数量計算としてのこの計算の本質を著しく変えない極く限られた範囲内での代替手段として認められるにすぎないことは当然である。このような点を考慮しつつ、当面の問題である同種製品の品質変化を給付量の変化に換算する問題を考えると、かかる方法を一つの代替手段として認めうる余地はあると思う。⁽⁵⁾ その場合には、給付の価格測定は次のようなものでなければならぬ。すなわち、新旧両給付（製品）の価格の差が専ら品質の違いのみに帰せしめうるように価格測定が行なわれねばならない。価格は各種の原因により変動するので、他の原因によるものが含まれないことが必要である。したがって、原則として、新旧両給付の価格測定は同時点・同条件のもとで行なわれなければならない。一般的には、両給付の現在時点での価格が比較されることになる。その場合、旧給付が現時点では存在しない場合も考えられるので、そのような場合には、価格指数の適用等による計算も必要にならう。

このようにして、同種製品で品質の変化が生じた程度であれば、代替的方法を用いて何とか給付能力の大きさの比較を行なうことができるといえよう。⁽⁶⁾

これに対して給付（製品）の種類が変った場合はどうであろうか。品質の変化のみであれば、右に述べた如く、給

付量を比較する厳密な意味での尺度は得られないまでも、近似的な結果を得るためのある程度合理的な方法が考えられる。しかし、製品種類の変化が生じたときには、給付量の比較は全く不可能である。価値計算の導入も、この場合には、単なる品質変化の場合のような妥当性をすら認めることはできないであろう。何故ならば、製品の数量(個数)的比較の基礎が全くない二製品の間では価格比較の基準となる数量の決定ができないので、この場合には、金額差を数量差に引きもどすことができず、純然たる価値(金額)計算に転換してしまうことになるからである。⁽⁷⁾したがって、給付の種類が変化した場合には、量的概念としての給付能力から出発し、それに基づく物的資本概念を会計上の資本概念とする実体資本維持説は、突き破ることができない限界に達するのである。⁽⁸⁾

実体資本維持説の期間計算は、一般に、将来の取替原価を計算に含めねばならないことが多く、その見積において正確性を欠くことは否めない。しかし、見積計算を含むことによる不正確性は、程度の差こそあれ貨幣資本計算にも認められるものであり、また、このような将来価格の見積りに起因する誤謬は貨幣資本計算における誤謬と同様に、将来、この場合は現実に取替が行なわれた時点で、修正することが可能である。しかるに、本節でとりあげたような給付能力の大きさに関する測定は、一たんそれを誤って行なえば、あとでその誤謬を発見し修正する手がかかりがない。そのようなわけで、実体資本維持説における会計上の資本の大きさを規制する給付能力の測定は、将来価格の測定以上に正確性を要求されるといわなければならない。しからざれば、実体資本維持説の計算が多くの人々を納得せしめるものとはならないであろう。このようにみえてくると、給付の種類や質の変化が生じた場合に現われる給付能力測定上の限界は、実体資本維持説にとって極めて深刻なものといわざるを得ない。

- (1) K. Hax, 前掲書、一七五頁。
- (2) K. Hax, 前掲書、二二三頁。
- (3) K. Hax, 前掲書、五一頁。
- (4) 本節の以下の考察に関しては、エッカートの前掲書（特に測定の部分Ⅱ五五～五六頁）について同氏と個人的に話し合った時の、同氏の意見も参考にしてゐる。
- (5) Rolf Rodenstock, Die Genauigkeit der Kostenrechnung industrieller Betriebe, München, 一九五〇年、二七頁。
- (6) ハックスは、種類が同じで品質の変化が生じた程度であれば、何等かの価値尺度を導入することで給付能力の大きさを比較することができるが、「勿論、その場合には、数量計算としての実体計算の基盤は、厳密にいうとすでに放棄されたことになる」と述べて、反対の見解を示している（Hax, 前掲書、一七五頁）。
- (7) アメリカでいうドル価値法 (dollar-value method) の計算がそれである。
- (8) H. Eckardt, 前掲書、五六頁。

(四) 取替価値会計論における資本概念

ここで、取替価値会計論 (Replacement-Value Accounting) と⁽¹⁾いわれる考え方——これについては不破貞春教授が教授自身の会計論と調和する考え方として評価し紹介されている——において、給付能力の測定可能性の問題がどのように扱われているかにふれておきたい。

取替価値会計の理論を説いているローセンによると、この考え方の特徴は、一定の大きさの生産能力 (potential

productive capacity) なし、資産の経済的実質 (economic substance of each asset) としての資本を侵害することなしに消費しうるものを利益とすること、および、生産要素の取替は、従来のものと技術的に同じものではなく、経済的に能率の高い生産を行ないうるよりよいものによる取替であること、この二点である。⁽²⁾ この考え方は、ドイツにおいて、取替調達にあたり、その時々技術的・経済的發展の状態に符合するような財が購入されることを前提とし、しかも期首と量的に同じ給付能力を保証する実体の維持を以て利益判定の基準と考えるところの『等量給付的・發展順応的実体維持説』(leistungsäquivalente und entwickungsadäquate Substanzerhaltung) とよばれるものと全く一致する。⁽³⁾ したがって、取替価値会計においても、例えば、現に使用中の固定資産に代えて、将来、より能率の高いものが取替調達されることが明らかになった場合は、その能率の高い資産の価格が減価償却計算にとり入れられるけれども、現在使用中の資産の能率(給付能力)に相当する価格に引き戻した額が償却計算の基準になる。例えば、新資産の購入価格が四、八〇〇ドルであり、現在使用中のものより能率が五〇%高ければ、三、二〇〇ドルが償却費計算の基準になるのである。⁽⁴⁾ これは、本稿一三六頁以下で説明した手続と同じである。

さて、取替価値会計論がこのようなものであるとすれば、ここでも、給付(製品)の種類・品質に変化が生じたときの給付能力の量的比較可能性が、同様に問題にされなければならない。この点についてローセンは次のようにいう。取替価値会計の適用に当っては、極めて多くの測定上の困難が生ずることになる。企業の性格が変わり、従来と異なる資産を使って新しい製品を生産するようになった場合にもそうである。理論(concept)では説明できようが実践上は重大な困難が生ずる、と。⁽⁵⁾ ここでも結論は同じである。

取替価値会計はオランダのフィリップス社ですでに四十年ほど以前から適用されているという。⁽⁶⁾そして、フィリップス社で適用されている方法を紹介した論文や資料⁽⁷⁾もあるが、右の点が実務上どのように処理されているかは明らかでない。

(1) 不破貞春、取替価値会計の理論、企業会計、一九七〇年八月号。

(2) L. S. Rosen, Replacement-Value Accounting, アカウンティング・レビュー誌、一九六七年一月号、一〇七頁。不破貞春、前掲論文、二二頁参照。

(3) 森田、実体資本維持説の展開、産業経理、一九六六年四月号、五八頁参照。

(4) L. S. Rosen, 前掲論文、一〇九頁(表2・注12)・一一一頁(表5)。ただし、ローセンの示す例では、新旧資産の Periodenkapazität と Totalkapazität がそれぞれだけの大きさであるかについての詳しい前提が示されていないので、「五〇%の増加」が Totalkapazität の増加であるか否か明らかでない。

(5) L. S. Rosen, 前掲論文、一一二頁。

(6) A. Mey: K. S. Most, Replacement Value Accounting, アカウンタント誌、一九六三年九月七日号、二八〇頁。

(7) A. Goudiket, An Application of Replacement Value Theory, ジャーナル・オブ・アカウンタンシー誌、一九六〇年七月号、三十七頁以下。Staff of the Accounting Research Division of the AICPA, Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes, Accounting Research Study No. 6, New York, 一九六三年、一八三—一九三頁。

四 実体資本維持説の資本概念の特異性

前章では、実体資本維持説の資本概念である物的資本概念が、給付の種類・品質の変化に伴ない給付の量的比較可能性が得られなくなることにより、会計上の資本概念として事実上成立しなくなり、ここに損益計算体系としての実体資本維持説の限界をみざるをえないことを明らかにした。他方、給付能力維持の形で考えられる実体資本維持説は、このような限界とは別に、その資本概念に關してもう一つの重要な問題点を含んでいる。それは、従来の実体資本維持説の計算に対してなされたエンドレスの次のような批判から派生してくる問題である。すなわち、実体資本維持説は、期首と同じ数量的給付能力の維持を以て、期間利益判定の基準としている。その場合、一定の大きさの給付能力は、常に一定数量の物的資産と運転資金（その額は企業が調達する財・用役の価格變動に伴い変る——本稿二の(二)および後述参照）によって保証されることを前提として、会計上の資本概念としての物的資本概念を構成している。だが、このような前提は、常に成立するのだろうか。彼はこのような疑問を提出して、かかる前提が成立しない場合を具体的に設例で示し、従来、実体資本維持説といわれる損益計算上の利益が、必ずしも常に給付能力維持に支障なく分配できるものではないことを明らかにしたのである。この批判は、若干の点を除けば確かに正當なものであり、実体資本維持説が給付能力維持を利益判定の基準としてとり続ける限り、当然この批判をうけいた資本概念を形成せざるを得ない性質のものである。しかし、そのようにして形成される資本概念は、他の会計上の資本概念——貨幣資本概念および同種同量の物財の形で考えられる物的資本概念——と比べて、著しく異なる性格を帯びることになると思われる。

ここから、給付能力維持を指向する実体資本維持説の資本概念が、会計上の資本概念として妥当なりや否やの、もう一つの重要な問題が生ずるのである。

そこで、以下、エンドレスの批判の要点⁽²⁾を紹介し、それを通じて、給付能力維持を指向する資本概念がどのようなものでなければならないかを、まず明らかにしよう。

(1) W. Endres, Der erzielte und der ausschüttbare Gewinn der Betriebe, Köln und Opladen, 一九六七年。

(2) エンドレス説の詳細については、森田、財務論の実体資本維持説、一橋論叢、昭和四十三年十月号を参照。

(一) エンドレスによる物的資本概念の明確化

企業の内外に何の変動もない完全に静的な状態を前提とすれば、一定額の名目貨幣資本は常に同じ数量的大きさの給付能力を保証すると考えることができる。ところが、さまざまな変動が生ずると、一定の数量的給付能力を維持するに必要な名目貨幣資本の額は増加または減少する。したがって、実体資本維持説の会計上の資本は、このように増加または減少した名目貨幣資本と一致するものでなければならない筈である。そこで、エンドレスは、一定の数量的給付能力を維持していく上に必要な名目貨幣資本額の増減をもたらし変動要因にはどのようなものがあるか、そして、それらの変動により、拘束される名目資本額はどのように変るか、を検討する⁽¹⁾。

一定の給付能力維持に必要な名目資本額の増減をもたらし変動要因としてエンドレスがとりあげるのは、価格変動と生産性変動と資産の回転期間の変動である。そして、価格変動を費用要素の価格変動と、製品の販売価格の変動に

分けて考察する。

(4) 費用要素の価格変動と名目資本額の増減

外部から購入する財や用役の価格が変動すると、一定の給付能力維持のために企業が保有する殆どすべての資産の名目金額が変動し、したがって拘束される名目資本額も変動する。

まず、材料の購入価格が上昇すると、一定数量の在庫材料の金額が増加すると共に、一定数量の保有生産物（仕掛品・製品）の金額も、その中に含まれる材料費の増加額だけ増加する。更に、材料購入のための前払金が必要であれば、この金額も増加する。売掛金中の材料費回収部分に相当する金額も同様に増加する。このように、材料価格が上昇すると前払金、材料、生産物、売掛金（次の(ロ)を参照）の金額が増加し、これらに拘束される名目貨幣資本額が増加する。材料価格が下落した場合は、逆の現象が生ずる。

賃率が上昇すると、一定数量の保有生産物の価額が、そこに含まれる労務費の増加額だけ増加し、また売掛金中の労務費回収部分に相当する金額も増加する。償却資産の価格が上昇すると、当該資産自体の金額が増加すると共に、その償却費が製造原価を構成するときは保有生産物の価額も減価償却費の増加額だけ増加する。したがって、賃率の上昇や償却資産の価格上昇も、生産物、償却資産、売掛金（次の(ロ)を参照）の金額を増加させ、これらに拘束される名目貨幣資本額を増加させる。⁽²⁾ 賃率・償却資産の価格の下落の場合は逆の現象が生ずる。

(ロ) 製品の販売価格の変動と名目資本額の増減

売掛金の総額は、一定の給付能力を前提とすると、製品の販売価格によって規制される。売価が上昇すれば、売掛

金の総額は増大しそれだけ多額の名目資本を拘束することになる。この場合、売掛金の額は、費用の回収部分に相当する額と、それを超える部分すなわち利益に相当する額より成るが、製品の販売価格が変らなければ、費用要素の価格が上昇して前者の額が増大しても、後者の額が減少するので、売掛金として名目資本を拘束する総額は変らない。これとは反対に、費用要素の価格が不変であっても、製品の販売価格が上昇して売掛金中の利益に相当する額が増加すれば、売掛金として拘束される名目資本額は増加するのである。

(イ) 生産性の変動と名目資本額の増減

生産性の変動とは、一定量の給付の生産に必要な費用要素の量（材料の数量、作業時間など）が変わることである。ある製品の生産に要する材料が数量的に減少するという形で生産性が上昇した場合を考えると、材料価格に変動がない限り、同一の数量的給付能力を維持するために保有すべき同一量の生産物（製品・仕掛品）に含まれる材料費の金額は減少する。それはまた、売掛金中の材料費の回収部分の金額をも減少させる。更に、材料の必要在庫量をも減少させることによって、在庫材料の金額を減少させると共に、材料購入のための前払金の額をも減少させる。したがって、このような形での生産性の上昇は、資産の金額したがって資産の形で拘束される名目貨幣資本の額に対して、材料の価格下落の場合と全く同様に作用する。

ここから明らかなように、生産性の上昇は費用要素の価格下落と全く同様に関連資産の金額を減少させ、これらの資産に拘束される名目貨幣資本の額を減少させる。これに対して、生産性の低下は、費用要素の価格上昇と全く同様な作用を及ぼす。

(表 1) 価格指数 (変動前を 100 とする)

費用種類	価 格 指 数		
	価格変動 I	価格変動 II	価格変動 III
材 料 費	140	120	75 ⁵ / ₁₂
賃 金	100	200	400
減価償却費	166 ² / ₃	66 ² / ₃	50

(3)

(表 2) 価格変動が資産額に及ぼす作用

費用・利益 収益	回転 期間	価格変動前 の費用利益 収益の額	資 産 の 額			
			変動前	変動 I	変動 II	変動 III
a	b	c	d	e	f	g
	月	月当たり・単位 1,000 DM	単位 1,000 DM			
費用要素						
材料費		40.0				
前払金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
材 料中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
生産物中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
売掛金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
	4		160.0	224.0	192.0	120.7
労 務 費		9.0				
生産物中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
売掛金中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
	2		18.0	18.0	36.0	72.0
減価償却費		1.0				
機 械中	60		60.0	100.0	40.0	30.0
生産物中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
売掛金中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
	62		62.0	103.3	41.3	31.0
合 計		50.0	240.0	345.3	269.3	223.7
利益要素						
売掛金中	1	10.0	10.0	13.3	13.3	13.3
収 益 額		60.0				
資産合計			250.0	358.7	282.7	237.0

(4)

(表 3) 価格変動と資産価額 単位 1,000 DM

資産形態	価格変動 前	価格変動		
		I	II	III
前払金	40.0	56.0	48.0	30.2
材料	40.0	56.0	48.0	30.2
生産物	50.0	66.7	66.7	66.7
売掛金	60.0	80.0	80.0	80.0
機械	60.0	100.0	40.0	30.0
資産合計	250.0	358.7	282.7	237.0

(5)

もう一つの変動要因である資産の回転期間の変動については、あと廻しにして、これまでの三つの変動要因が、資産に拘束される名目貨幣資本額に及ぼす作用を、エンドレスは数字で示している。前頁の「表2」がそれである。ここでは、「表1」に示すような費用要素の価格変動——これは、この数値の逆数で表わされる生産性の変動と解釈しても同じ結果である——と、いずれの変動の場合（I、II、IIIの場合）も、利益が三・三%増加したことを前提としている。「表3」は、「表2」の数値を資産形態別に集計して、その変動を示したものである。

「表2」および「表3」から明らかなことは、費用要素が「表1」に示すような変動を示し、かつ、いずれの変動の場合も利益が三・三%増加したと仮定すると、一定の給付能力を維持するために拘束される名目貨幣資本額は、二五〇から、それぞれ三五八・七、二八二・七、二三七に変化することである。そこで、問題は、このような変動があったとき、従来の実体資本維持説といわれる損益計算の基準は、ここに示されたような名目貨幣資本額を、利益（または損失）とせずに資本として留保する（または利益に計上する）ことになるか否か、という点である。

この点について、エンドレスは、費用を取替原価で評価する従来の実体資本維持説の計算では、費用要素の価格上昇——生産性低下も同じ——による費用性資産の金額増加分は、原則として費用計上を通じて留保されるので、利益に

(表 4) 回転期間の変動が資産額に及ぼす作用 単位 1,000 DM

資産形態	変 動 前		変 動 後			
			変 動 I		変 動 II	
	回転期間	金額	回転期間	金額	回転期間	金額
前 払 金	1月	40.0	1月	40.0	1	40.0
材 料	1	40.0	1	40.0	1	40.0
生 産 物	1	50.0	1	50.0	1	50.0
売 掛 金	1	60.0	—	—	2	120.0
機 械	60	60.0	60	60.0	60	60.0
資産合計		250.0		190.0		310.0

は含まれない——資本として扱われる——が、貨幣資産の金額増加分は、利益として計算されてしまうという。すなわち、「表3」における材料・生産物・機械の金額の変動分（Ⅰの場合—プラス七二・七、Ⅱの場合—プラス四・七、Ⅲの場合—マイナス二三・一）は利益（または損失）にはならないが、前払金と売掛金の金額の変動部分（Ⅰの場合—プラス三六・〇、Ⅱの場合—プラス二八・〇、Ⅲの場合—プラス一〇・二）は利益として計算されてしまうということである。

(二) 資産の回転期間の変動と名目資本額の増減

数量的に同一の給付能力を前提としても、殆どすべての資産について、その回転期間の変動を考えることができる。価格・生産性を不変とすると、ある資産の回転期間が長くなれば、その資産に拘束される名目資本の額は増大し、逆に回転期間が短くなれば拘束される名目資本の額は減少する。エンドレスは最も簡単な例として、製品を現金販売した場合——売掛金の回転期間がゼロになる——と、売掛金の回転期間が二倍になった場合に、一定の給付能力維持のための資産の額、したがって資産に拘束される名目資本の額がどのように変るかを、前掲の「表2」にあてはめて示している。ここでは、そ

の結果を簡単に示すために、「表3」に基づいて「表4」を作成してみた。なお、価格と生産性の変動はないことを前提としている。

この表により、次のことが明らかである。同一量の給付能力維持を前提とするとき、製品を現金販売し、したがって売掛金の回転期間がゼロになれば（変動Ⅰの場合）、変動前に比べて売掛金の額（六〇）だけ拘束される名目貨幣資本額は減少する。つまり、同一給付能力を保証する物的資本中には、売掛金は入らなくなるのである。反対に、売掛金の回転期間が二倍になれば（変動Ⅱの場合）、変動前の二倍の売掛金が、同一給付能力を保証する物的資本の中に含められねばならない、ということである。同様なことは、材料や製品あるいは前払金の回転期間の変動についてもいえる。しかるに、従来の実体資本維持説の資本概念では、このような点は考慮されていない。とすれば、そこで計算される利益は、給付能力維持の立場から分配可能な額であるという保証もないし、あるいはそれ以上を分配しても給付能力は侵害されない場合もありうる。これが、エンドレスのもう一つの批判である。

以上がエンドレスの批判の要点である。彼が批判の対象とした実体資本維持説は、直接的にはハックスの見解であり、取替原価による費用評価のみを含む損益計算である。したがって、この批判の中には、本稿で考えてきたような形の実体資本維持説には必ずしも妥当しないものもある。費用要素の価格変動——または生産性変動——と、必要な貨幣資産の額との関係に関する批判がそれである。ただ、彼がこの関係を極めて具体的に明らかにした点は評価されねばならない。また、販売益の増減によっても売掛金に拘束される名目資本額の変動が生ずることを指摘し、従来の実体資本維持説の計算ではこの点が考慮されていないという批判も、彼の如く純粹に財務論的に分配可能額を計算し

ようとする場合はともかく、損益計算体系としての実体資本維持説に対する批判としては、うけいれがたいものである。
 エンドレスが見落しており、しかも実体資本維持説の資本概念として確認しておかねばならないもう一つの重要な点がある。それは、生産性変動に関する問題である。エンドレスは、生産性の変動は価格変動と同様の効果をもち、したがってこの問題は価格変動の場合と同様に考えればよいとの見解を示している。その結果、取替原価で費用を計算すれば、生産性上昇時にはより少ない名目資本が留保され、それまで拘束されていた名目資本の一部が分配可能な利益として示されることになるとしている。しかし、ここには問題がある。例えば、ある時点で材料の消費量が減少するという形で生産性の上昇が生じた場合を考えてみよう。上昇した生産性を前提とする取替原価で費用を評価すると、その時点ですでに生産物に含まれている材料に関しては、より少ない材料に相当する額が費用に計上され、より少ない材料の購入を可能ならしめるだけの資産しか留保されないことになる。他方、一定の給付量を前提とすると、材料の消費量は、その後は生産性の上昇により減少する。その結果、生産性上昇時に、それ以前の生産性のもとで一定の給付能力維持のために存在していた材料の数量は、その後も維持される。少なくとも会計上はその維持が可能で大きな資本が留保されることになる。これは、取替原価による費用評価の必然の結果であり、かつて、シュミットの相対的維持論に関して問題にされた点である。しかしながら、このような形で生産性が上昇すれば、一定の給付能力維持のために保有すべき材料の数量は、減少してよい筈である。この点は、実体資本維持説の資本概念において確認しておかねばならない点である。エンドレスも、このように材料が数量的に減少してよいと考えている。だからこそ、材料消費量に関する生産性の上昇は、名目資本の拘束額に関して価格下落と同様な効果をもつのである。

その限りでは彼の見解は正しい。ただ、彼は、かかる結果が取替原価による費用の計算だけでは達成されないことを見落している。かかる場合、取替原価による費用計算のみによって計算上拘束をはずされる名目資本は、生産物に関するもののみであり、材料に関しては、計算上は、従来通りの名目資本を拘束することになるのである。これは、取替原価による費用計算のみでは、実体資本維持の計算としては完全なものでないことを示す一つの証拠である。なお、生産性下落の場合も同様に考えるというまでもない。

以上の点は、これまでの実体資本維持説の論議において、多かれ少なかれとりあげられていた問題である。だが、エンドレスが最後にあげた資産の回転期間の問題は、恐らく彼によって初めて指摘された問題であり、従来の実体資本維持説の盲点をついたものといえる。この点に関する彼の批判はまさに正当であり、実体資本維持説が給付能力維持を利益判定の基準として標榜する限り、その資本概念の形成において当然考慮しなければならない点である。したがって、給付能力維持の形で考えられる実体資本維持説の資本は、生産性の変動のみならず、資産の回転期間の変動によっても、その数量的大きさが変化するところの物的資本でなければならないことになる。

だが、このような資本概念は、他の資本概念と比較して、会計上の資本概念としては特異な性格を帯びることになるのではなからうか。以下、この点を検討し、この資本概念の会計上の資本概念としての妥当性を考えてみたい。

(1) W. Endres, 前掲書、四三—四七頁。

(2) ただし、ある費用要素の価格変動が生じた場合、当該価格変動に係るすべての資産の金額、したがってまた、これらの資産に拘束される名目貨幣資本の額が、直ちに増加するわけではない。例えば、材料価格の変動が生じた場合、前払

金、材料、仕掛品・製品、売掛金の回転期間をそれぞれ一ヶ月とすれば、前払金が新しい材料価格に完全に規制された額に達するのは一ヶ月先であり、在庫材料は二ヶ月先、仕掛品・製品は三ヶ月先、売掛金は四ヶ月先ということになる。更に、機械の価格変動が企業の資産としての機械の価額に影響を及ぼすのは、現在の機械の耐用年数が経過して新しい機械が購入された時であり、それが仕掛品ならびに売掛金に影響を及ぼすのは、更に一ヶ月ないし二ヶ月先ということになる（W. Endres, 前掲書、四五頁参照）。

(3) W. Endres, 前掲書、三九頁。

(4) W. Endres, 前掲書、四四頁。エンドレス固有の項目名称など、一部を変更した。

(5) 「表3」は、筆者が作成したものである。なお、「表2」「表3」は、価格変動の影響が関係全資産に完全に行き渡った後の状態を示すものであり、価格変動が生じてからそれぞれの資産がかかる状態に達するまでの期間は、注(2)に述べた如く、それぞれの資産が価格変動の影響をうける順序ならびに回転期間の長短に応じて異なる。

(6) W. Endres, 前掲書、四八頁・五三頁。

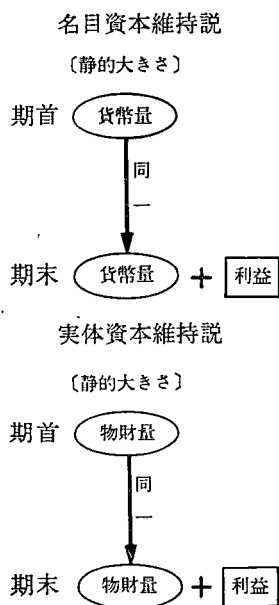
(二) 実体資本維持説の資本概念の特異性

エンドレスの批判を通じて明確化された給付的実体資本維持説の資本概念が、会計上の資本概念としてどのような特質を有するかを検討するにあたっては、まず、他の会計上の資本概念が、どのような共通の性質を備えているかを明らかにすることが必要である。

私見によれば、名目資本概念および購買力資本概念の形で考えられる貨幣資本概念においても、また、同一数量の同一物財として規定される物的資本概念（給付能力維持ではなく物そのものの維持という形で想定される実体資本維

持説の資本概念)においても、会計上の資本概念——期間損益の判定基準となる資本の概念——として共通する一つの測定上の特質を認めることができると思う。それは、直接的であれ間接的であれ、期首時点における一定の静的な大きさ(貨幣量または物財数量)との同一性を認識しようとするの、期末における静的な大きさとして測定表現されるという性質である。理解しにくい言いまわしを用いたが、具体的に説明しよう。

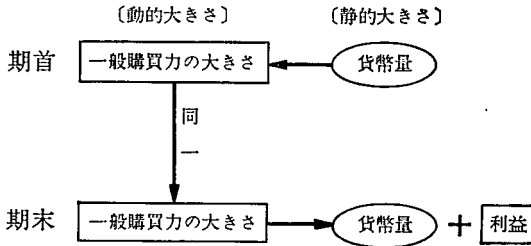
まず、名目貨幣資本概念についていうと、ここでは、会計上の資本は、期首に存在していた貨幣の量(非貨幣資産は一定の仮定に基づき貨幣量に換算する)と同一の期末貨幣量である。ある時点に存在する貨幣量は、静的な大きさ——静止して存在するものの量によって表現される大きさ——である。したがってこの資本概念のもとでは、会計上の



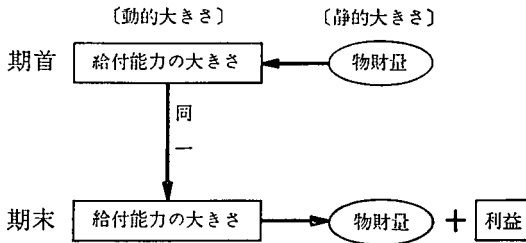
の資本は、期首における一定の静的大きさと量的同一性を、直接的に——静的大きさと静的大きさの比較という形で——認識しようといえるのである。同一物財の形で考えられる物的資本概念についても、名目貨幣資本概念と同じように解釈することができる。ここでは、静的大きさが、貨幣量ではなく物財数量(貨幣資産は物財数量に換算)である点が異なるだけである。

貨幣資本概念のうちでも購買力資本概念においては、右の二つの資本概念のように、静的大きさ相互の比較という形で、直接的に量的同一性を認識することはできない。期首の貨幣量がそのまま会計上の資本となるわけではないか

購買力資本維持説



給付の実体資本維持説



らである。購買力資本という概念は、まず、期首の貨幣量が有していた一般購買力の大きさという動的大きさとして認識される。しかし、かかる動的大きさは、そのままの形では会計上の資本としては機能しえない。そこで、その動的大きさを具現する静的な大きさとしての貨幣量によって表わされることになる。この場合、期首資本の静的大きさとしての貨幣量と、期末の会計上の資本の静的大きさとしての貨幣量との同一性は、動的大きさとしての一般購買力の大きさの同一性を通じて、間接的に認識されることになる。

それでは、給付の実体資本維持説の資本概念においても、右の三つの資本概念にみられた共通の性格が見出せるだろう

か。ここでも購買力資本概念と同様に、資本は、まず、期首に保有していた給付能力の大きさという動の大きさとして認識される。しかし、会計上の資本は、その動の大きさを具現する静的大きさとしての物財量によって表わされることになる。この場合も、期首資本の静的大きさとしての物財量と、期末の会計上の資本の静的大きさとしての物財量との同一性は、動の大きさとしての給付能力の大きさの同一性を通じて、間接的に認識することができる。その限りにおいては、この資本概念は購買力資本概念と同様であり、形式的には他のすべての資本概念に比して何等特異な点はない。

だが、このようにして、ここできちんとあげたすべての会計上の資本概念が、期首の静的大きさとの同一性を認識する期末の静的大きさとして測定されるといっても、実は、これを更に内容的に検討してみると、給付的実体資本維持説の資本概念には、他にみられない大きな特異性がある。それは、次の点である。他の三つの資本概念においては、期首との同一性を認識しうる期末の会計上の資本の大きさ（静的大きさ）は、当該企業に固有の事情によって影響されることは全くない。同一性が直接に静的大きさを相互の比較により認識しうる名目資本概念および同一物財を前提とする物的資本概念においてはいうに及ばず、購買力資本概念においても、会計上の資本の大きさは、その時点の貨幣の一般購買力という企業外的・国民経済的要因によっては影響をうけるが、当該企業固有の事情によってその大きさ（静的大きさとしての貨幣量）が左右されることは全くない。これに対して、給付的資本維持説の資本概念においては、期首との同一性を認識しうる期末の会計上の資本の大きさ（静的大きさ——物財量）は、生産性の変動や資産の回転期間の変動のような、全く当該企業に固有の要因によって左右されるのである。いいかえれば、この資本概念の

もとにおいても、会計上の資本は、期首における一定の静的大きさ（物財量）との同一性を認識しうる期末の静的大きさ（物財量）として測定・表現されるけれども、この同一性は、当該企業に全く固有の事情を前提としてのみ認識しうるにすぎないことである。

これは、他の資本概念には全くみられない点である。このようにみると、給付的実体資本維持説の資本概念は、会計上の資本概念として、他の資本概念に比して確かに特異な性格を含んでいるといわねばならない。それが、会計上の資本概念として妥当なものであるか否かは、簡単には結論を出せない。要は、当該企業に固有の事情である生産性の変動や資産の回転期間の変動に伴って生ずる資産の保有必要量の変動が、直ちに会計上の資本の大きさに、したがってまた、期間利益の大きさに影響を及ぼすような、そのような資本概念が会計上の資本概念として妥当であるか否か、という問題である。ここでは、この資本概念の特異性と問題点を指摘するにとどめざるをえない。

五 むすびにかえて

本稿では、実体資本維持説とよばれている損益計算について、その資本概念に焦点をしばらくながら、これのできるだけ具体的な形で明確化すると共にその損益計算体系としての成立の可能性と限界、他の損益計算体系に比べての特異性などを検討してみた。勿論、この説にまつわるすべての問題を取りあげ得たわけではないけれども、貨幣的思考に代えて物的思考を採用し、貨幣資本概念に代えて物的資本概念をとることが、いかに多くの困難な問題を生ぜしめることになるかは、明らかにしえたと思う。

名目資本維持説であれ購買力資本維持説であれ、貨幣資本維持説とよばれる思考に比べて見出される実体資本維持説の特徴は、前者が企業の資本を投資に關して自由選択性を有する資金とみるのに対し、後者は資本の固定化を前提とし、回収された資本の再投資に關しては極く限られた範囲での選択性しかありえないと考える点にあるといえる。

この後者の考え方は、変動の激しい今日の經濟社会においても、なお相当程度、実態に合った考え方であり、その限りでは、実体資本維持説の思考について、その企業の損益計算思考としての意義を否定し去ることはできない。したがって、損益計算論としての実体資本維持説が、多くの困難性や限界を有し、また、他の資本維持説に比して問題を含む特異性を有するとしても、單純にこれを放棄することなく、この説の基本的思考に沿った方向で、その理論的整備をはかるべきであろう。ただ、本稿で検討した如く、その困難性や限界は相當に深刻なものであり、物的資本概念や數量計算思考に固執することは、問題の解決をいたずらに遠ざける結果となるおそれなしとしない。

このような観点からみると、いわゆる經濟學的利益概念(*economic concept of profit*)の主張、ならびにそれに基づく収益力維持的な分配可能額の決定の考え方に、実体資本維持説の困難性や限界を克服する何等かの手がかりを見出そうとするのも、一つの有力な問題解決の方向であるかもしれない。⁽¹⁾勿論、企業の利益概念としての經濟學的利益概念は、実体資本維持説をも含めて従来の會計學的利益概念とはその思考過程を全く異にするものであり、未だ理論の域を脱していないのみならず、未來數値が利益決定のドミナントな要素となるという点でも、問題は少なくない。このような点にかんがみ、取替原価に基づく利益概念を經濟學的利益概念の代用物(*surrogate for economic income*)としようとする考え方もあるが、⁽²⁾そこには、当然本稿で明らかにしたような取替原価決定に伴う限界が再び生ずるこ

とになろう。いずれにせよ、問題は決して簡単ではないが、このような一連の考え方については、機会を得て検討するにしたい。

- (1) 経済学的利益概念を基礎として、給付能力維持の観点からする分配可能利益の問題を論じた興味ある研究として、次の論文がある。

Dieter Schneider, Ausschüttungsfähiger Gewinn und das Minimum an Selbstfinanzierung, Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung 誌、一九六八年、一〇二九頁。

- (2) エドワーズ・ベルやバンドフォードの見解もそうであるが、次の論文はこの考え方を明示した最近の興味ある研究である。

Lawrence Revsine, On the Correspondence Between Replacement Cost Income and Economic Income, アカデミック・レビュー 誌、一九七〇年七月号、五一三頁以下。

(昭和四五年一〇月五日 受理)